

第九十六回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第十号

昭和五十七年八月十三日(金曜日)
午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君
理事 片岡 清一君 理事 小泉純一郎君
理事 塩崎 潤君 理事 住 栄作君
理事 佐藤 鶴樹君 理事 堀 昌雄君
理事 中井 治君
上村千一郎君 大西 正男君
後藤田正晴君 瀬戸山三男君
田名部匡省君 竹下 登君
竹中 修一君 浜田卓二郎君
栗山 明君 中村 茂君
山本 幸一君 渡辺 三郎君
岡田 正勝君 安藤 巖君
小杉 隆君

出席政府委員

内閣総理大臣 鈴木 善幸君
自治大臣 世耕 政隆君
自治省行政局長 大林 勝臣君
自治省行政局長 大林 勝臣君
自治省行政局長 大林 勝臣君

委員外の出席者

参議院議員 金丸 三郎君
参議院議員 松浦 功君
参議院議員 降矢 敬義君
参議院法制局第三部長 将夫君
自治省行政局長 岩田 脩君
参議院議員 秋山陽一郎君

八月十二日

公職選挙法改正に関する請願(安藤巖君紹)

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第十号 昭和五十七年八月十三日

介(第五一〇六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、第九十五回国会参法第一号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

先刻来、公明党・国民会議の委員出席を要請いたしておりますが、いまだ出席がありません。もう一度、事務局をして出席を要請いたしますので、しばらくお待ちください。――再三にわたり御出席を要請いたしましたが、いまだ出席がありません。やむを得ず議事を進めます。

参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより総理に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。栗山明君。

○栗山委員 時間がございませんので、簡単に質問させていただきます。

本法案の意義あるいは内容につきましては、すでに十分な御審議を尽くされまして、発議者から詳細な御説明をちょうだいしました。繰り返すまでもございませんが、私の認識といたしましては、この内容につきましては、第一に、何と云っても従来候補者個人に大変お金がかかる、また過酷なまでの努力を費やす、これを何とか是正しようというところが第一点。第二は、従来の、テレビ、ラジオを通じて知名度のある方、あるいは全国的な組織を持つておられる方、さらには豊富な資金量を持つておられる方でも申しましようか、こういった方々のみが当選の可能性が非常に強い。し

たがって、そういった点を持つておられない方で、しかも大変りっぱな方で、ぜひそういった方々を国政に参画させていただきたい、こういう方をひとつ政党が責任を持つてこの政治の場に出していただく。いわば野に遺賢なし、野に遺賢なからしむる、こういう意味からも大変画期的な、非常に意義のある改正であるとは心から賛意を表する次第でございます。

つきましては、この改正案につきまして総理が政府の最高責任者としていかなる御認識、御所見を持つておられるか、ひとつ承りたいと存じます。

○鈴木内閣総理大臣 参議院の全国区制の問題につきましては、たゞいま栗山さんからお話がございましては、長年にわたつていろいろ改善すべき問題点が指摘されておるところでございます。これを改善いたしますためには、従来の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に変える。たゞいま御審議をいただいております拘束名簿式比例代表制、この改革案につきましては、いまのような政党本位の選挙制度によって、指摘されておる問題点、改善を要すべき点を抜本的に改善をしよう、こういうことが提起されておるわけでございます。

私は、これに関連いたしまして、政党本位の選挙制度になった場合においては参議院が政党化がさらに進むのではないかと、一部にこういう御指摘がございまして、公選制をとつております限りにおきまして、どうしても政党化が進んでくる、政党中心の選挙が行われるということは自然の成り行きであらう、私はこう思います。現在すでに参議院におきましても政党に所属する議員の方々が圧倒的に多い、各党のもとに参議院の運営がされておるといふのが現実であるわけでございます。むしろ私はこれを欠陥といたしますよりも、各政党が、いまも栗山さんから御指摘がございましたよ

うに、各界各層のりっぱな人材、参議院にふさわしい識見の高い方々を名簿に登載をされて、そしてこれを政党が責任を持つて国民の皆さんに推薦をし、当選を期する、こういうことが参議院の機能をさらに発揮せしめるゆえんではないか。特にこれからは、私は政党を中心とした政策本位の政治というものが期待をされておる、議会制民主主義が政党を基盤として立つております以上は、そういうことが強く要請されておる、これにこたえる道でもある、このように考えておるところでございます。

○栗山委員 よくわかりました。

そこで、たゞいまの総理の御所見を伺いますと、やはりいわゆる政党本位の選挙となりまして、この候補者の選定というものが大変な国民に対する、選挙民に対する大きな責任であろうかと存じます。そこで、各政党あるいは政治団体がいかなる工夫をこらし知恵をしぼつて候補者名簿を作成し順位を決めるといふことであらうかと存じますが、特に与党第一党自民党としてはこれは非常に重大な国民に対する責任となつてまいります。

つきましては、この細かい条件はもちろん党のそれぞれの機関において決定をされることは存じますけれども、この候補者選定基準といった基本の問題につきましては、総理は第一党の総裁としてどのように認識をしておられるか、御所見を承りたいと存じます。

○鈴木内閣総理大臣 今度の新しい改正法案が成立をいたしましたのちにしましては、各政党がどのようななりっぱな候補者を名簿に登載をして国民の皆さんにこれを推薦をするかというところが、この新しい制度の意義を高からしめるゆえんである、今度の改正が成功するかしないかということ、まさにその点にかかつておると申しても過言では

ない、私はこのように考えるわけでございます。そういう意味合いから、私はこの候補者選考の基準なりあるいはあり方なりというものにつきましては、各政党におきまして慎重に御検討をなさっておられることと御うわけでございます。

わが自由民主党におきましても、そのために特に委員会を設置する等、候補者選考の基準であるとか、候補者にどういふ人を選ぶか、その仕組み等々につきましてもいろいろな角度から十分議論を尽くして、公正を期していこう。また、この新しい制度に対応する運動のあり方等につきましても検討しようということで、委員会の設置等も考えられて、近く具体化するということをお願いしております。私は、そういうような形で十分この候補者の選考につきましては、公正なりつばな方が選ばれるように、そして党内におきましても、みんながそれを信頼し、そして党を挙げて支援できるように候補者の選考がなされることを期待いたしております。

○栗山委員 時間も参りましたので、最後にもう一つ質問させていただきます。

今度のこの全国区制度の改正というのは大変大きな意義を持っておりますし、ひとつ十分にその趣旨を徹底せしめなければいけないと思うのであります。いまだ地方に参りますと、幾分この問題について政治関係者の中でも内容が十分わからないうという声もあるわけでございますので、ぜひこの法案が成立いたしました際には政府におかれましても予算も十分にとつて国民に周知徹底せしむるということが大変大事だと存ずる次第でございますので、その点につきまして総理のお考えをちょうだいしたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 御指摘がございますように、今度の制度の改正というのは画期的なこととでございます。したがって、この制度の改正の趣旨なり、またそれによつて選挙がどのように行われるか、そういうようなことを十分有権者である国民の皆さんに周知徹底を図ることがきわめて重要になってくる、こう思います。

政府におきましても、このいま御審議をいたしておる新しい制度が実現をいたしました際におきましては、予算その他の措置も十分講じまして、本制度がしっかりと実を結ぶように、しっかりと運営ができるように最善の努力をいたしたい、このように考えております。

○栗山委員 わかりました。ありがとうございます。

では、質問を終わります。

○久野委員長 佐藤樹樹君。

○佐藤樹樹 委員 総理、まことに御苦勞さまでございます。

実は、私も国会に出てきて約十年この公選法の委員会にいらるわけでございますが、この委員会というものは、御存じのように民主主義、議会制度、そういう問題を扱う大変重要な委員会だと私は思っております。国会議員以下公職者の選挙の法律でございますから、その意味ではこれは自治省なり政府が国会に出すという性格のものではなくて、本来なら国会の中で決める筋合いのものだと私は思っております。

そういう意味では、きょう総理に御出席をいただきましたけれども、きょう私の質問の主なポイント、提案者の金丸先生以下自由民主党の提案になっておりますこの法律案に対して、その最高責任者である総裁あるいは政治家という立場からお考えをお伺いしたいと思っております。

本論に入る前に、きょうの新聞あるいはきょうぐらから当委員会は強行採決をするのではないかとということが盛んに言われているわけでございまして、きょうも新聞記者の方も大変多くいらつしてございまして、私は、いま申しましたように、公職選挙法というのは非常に重要な法案でございますし、ましてや各党の議員を選出するルールをつくる法律でございますから、その意味ではそれは各党のおおの考えがあると思っておりますけれども、各党がいろいろな形で異なつ

た見解があるにいたしても、審議は尽くしたという認識というのがあつて初めて採決ということにいくんだらうと思つてございまして。その意味では当委員会、久野委員長のもとに十分なひとつ審議をしようではないか、残念ながら参議院はあつた形で行採決になつたわけでございまして、けれども、三十一時間三十分ばかり審議をしておりました、したがって、衆議院の方ではひとつ最低、これは最低でございますけれども、三十五時間一つの目安にして審議を十分尽くさうではないか、そのためには中央の公職会あるいは地方の公職会、また昨日は、これは恐らく議会上始まつて以来ではないかと思つて、参議院議員の方に参考人に来ていただいて、参議院全国の現状というのについて体験者という立場からあるいは政治家という立場から御意見の開陳をいただき、質疑をした、きょうはまた総理も来ていただいた審議をするというふうな形で、十二分にひとつ審議をしようではないかというところで今日まで来ているわけでございまして。あと質疑時間が、最低三十五時間という目標までに約十一時間あるわけでございまして。しかし、きょう十三日の金曜日にどうしても採決をしたいという意見が自民党の中になかなか強くあると聞いておるわけでございまして。そういう意味では、この法案の中身から申しまして、他の法案なら強行採決していいということではございませんけれども、とりわけ各党の消長にもこれはかわかることでございまして、(発言する者あり)

○久野委員長 御静粛に願います。

○佐藤樹樹 委員 議院制度のルールをつくるという非常に重要な法案でございますから、これが参議院で強行採決され、また衆議院で強行採決されるということは、選挙法というその中身から申しまして、他の法案でもいけませんけれども、とりわけこの選挙法については、ルールをつくる、そういう中身から申しまして、私は十二分にひとつ審議を尽くされるべきであると思つてございまして。どうぞひとつそういう意味で、総裁とい

う立場から、まだ二十一日まで日程があるわけでございまして、十二分にこれが確保できますように、総裁というお立場で党を指導していただきますことをまずお願い申し上げたいと思つてございまして、いかがでございましょうか。

○鈴木内閣総理大臣 この公職選挙法の改正につきましての審議のあり方につきましていろいろ御意見がございました。私も基本的には佐藤さんの御意見と同じでございます。かねてから私は、選挙制度というのは選挙のルールを決める問題であるから各党各会派におきまして十分議論を尽くして結論を出していただきたい、こういうことを本会議等でも申し上げてきたところでございまして、参議院におきましても二国会にわたつて御審議が大分熱心に行われたように私にお聞きしております。また参考人あるいは公聴会も開くというふうなぐあいに十分各方面の御意見も聞いた上で、そして結論を出されたというぐあいに承知をいたしているところでございまして。衆議院におきましても各党の理事の方々を中心といたしまして本場に協調され、また議論を尽くしてやつていくというところで、今日まで円満にこの審議がなされておるといふことを私報告を聞きまして、衆議院の公選委員会の皆さんの御努力というのにも深く敬意を表しておるところでございまして。

衆議院におきましても公聴会もおやりになる、また参考人の意見を聴取される、特に異例のことでありましてけれども、経験者の皆さんを参議院から招致して御意見も伺うというぐあいにいろいろな角度から審議を、掘り下げた審議をなされておるといふことを私承知いたしておるところでございます。私はそのような各党の協調の上にこの法案が成立を早くすることを期待をいたしておるところでございます。

○佐藤樹樹 委員 最後のところの早くというの、若千気にはなりますが、いま総理がそういう一総理と申すより総裁という立場で私にお答えをいただいたと思つたので、そういう意味で、どうぞひとつ自由民主党の方々もきょうは採決という

立場から、まだ二十一日まで日程があるわけでございまして、十二分にこれが確保できますように、総裁というお立場で党を指導していただきますことをまずお願い申し上げたいと思つてございまして、いかがでございましょうか。

ことになりませんので、十二分に残された時間ひとつ審議を尽くすことをお互いに約束し合いたいと思うわけでございます。

さて、今度の改正は日本の政治のあり方あるいは議会制度、とりわけ参議院のあり方、この問題に大変関係が深い問題だと思われたいでございますが、実は私も国会に出て十三年目になるのでありまして、つくづく思いますことは、日本の政治というのが、かねてから言われておりましたけれども、官僚政治ではないか。大臣の方々がいらつしやるけれども、実質上は実は官僚の方々が事実上コントロールしているのではないかと。ところが、私もずっと大蔵委員会におりましたけれども、大蔵省の局長の方というのは大抵一年でかわつちやうのですね。課長の方も一年でかわつちやうのですね。

そうしますと、いまのように大変複雑でしかも国家目標、国家戦略というのをかなり長期に考えなければいかぬということになりますと、次から次から一年ごとにポストがかわつちやうということになりますと、官僚の方、役人の方というのは、その部分だけは大変詳しいのでありますけれども、もう少し幅広く長期的に物を考えるということが残念ながらない。いわばそういうモザイクのようなかつちやうの上に乘つて、総理以下国会議員の方が大臣をやつて日本の内閣を構成をしてゐる。これで果たして日本の長期的なロングレンジで見る国家戦略というのができるのだろうかというのを考えますと、私は日本の政治、いま国際化の中で大変むずかしい局面を迎えている中なるがゆえに、本当は国会議員というものが、そういう意味では国家戦略というものを十分持つて、そして、官僚を使つていくという言葉が正しいかどうかはわかりませんが、具体的な実務は官僚あるいは役人、各省庁の行政マンにやらせる、こういうタイプになっていかないと、日本の政治の進歩はないのではないだろうかというのを思わざるを得ないわけでありまして、いまのような個人本位の選挙でいきますと、何かありますと、それは党の

責任ではなくて個人の責任だということ、いわばトカゲのしっぽ切りのようにその個人の責任に帰してしまふ。そういう弊害というのが私はあるのではないかと思つておられます。

その意味で、先ほど総理も述べられておりましたけれども、今度は政党というものが、自浄作用を起すような政党が国民の前にあらわれてくる。いままで言えば、個人が、政党の帽子をかぶつておられますけれども、個人が有権者の前に審判をされるという形になっておりましたけれども、今度は政党そのものが国民の前に審判を受けるという形になっていく。したがって、その政党にだれか悪いことをやる人があつた場合には、政党全体の責任になってくる。その意味では、きのうの参議院議員の方々の審議の中にもあつたわけでございまして、政党そのものが自浄作用を起し、国民の前に政策を訴えて、うちの政策の方がいいですよという各党の政策争い、それから名簿の面から見れば、いい人をより載せた方が政党に投票が集まるという形で、まさに議会制度の中で機能しております政党というものが国民の前にもつとあらわれて、政党本位の政治、それは政治家が官僚に使われるのではなくて、政治家が官僚を使つていくという、そういう政治に変わつていくのではないかと。また、それは総理言われましたように、運用次第でもございまして、私はそういう方向というのが日本の政治の将来にとつて非常に重要なことではないか、こう思つておるわけでございまして、総理の御見解はいかがでございませうか。

○鈴木内閣総理大臣 議会制民主主義のもとにおける日本の政治と行政のあり方についての佐藤さんの御意見は、私も全く同感でございます。わが国の国会も戦後すでに三十五年を経過をいたしておりますし、私は、年とともにわが国の政党政治、議会政治というのが成熟を遂げておる、このように見ておるわけでございまして、日本の官僚組織というのは確かに優秀でございまして、恐らく世界的であるかと思つております

が、しかし、先ほど佐藤さんも御指摘になりましたように、役人は二年か三年でそのポストがかわる。ところが、このように政党政治が大分成熟し、定着してまいりましてから、国会議員の方々も非常にりっぱな方々が長期にわたつて議席を持つておられる。各常任委員会等を拝見いたしましても、もう役人は二年か三年でかわるけれども、議会の方、議員の皆さんの方は十年も十五年もあるいは二十年もその委員会におられるということ、むしろ役人を指導しておられる。もう議員の方々の御意見を聞かずして日本の政治も行政もやつていけない、こういうことに相なつております。大蔵委員会の例を挙げましたが、堀先生なんかはまさにそのようなお立場にある、私はこのように考えておるわけでございまして。

そういう意味で、私は政党本位の選挙制度、そして政党が責任を持つてりっぱな議員の高い人を名簿に登載して国民の皆さんに推薦をし、当選を期する、これは私は議会制民主主義をさらに内容的に充実するゆえんである、このように考えております。全く佐藤さんの御意見と同感でござい

ます。○佐藤（親）委員 そこで、制度というのは、私は、生かすも殺すも運用次第だと思つてございします。しかし、参議院全国区の実情については、きのうも現職の参議院議員の方からお話があったわけでございまして、私は、全国区の選挙制度を要する必要性は非常に認めるわけでございしますし、あり方としては拘束名簿式比例代表制に参議院らしい参議院をつくる選挙方法はな

いだろうと私は思つておるわけでございします。あわせて、やはり日本が二院制をとつていてという意味で、参議院自身のあり方というのをそこで考えていかないと、選挙制度だけ一つこれは変わつても、参議院のあり方、審議の仕方あるいは運営その他のことをうまく衆議院と連う形で運用していかないと、私は選挙制度だけ変えてもだめなのではないだろうか、プラスにならないのでは

ないだろうかと思つておるわけでございします。

その中で、参議院改革がいろいろと言われておりますが、総理がこれならば総理として絶対にできることが一つあるわけでございします。その他のことはまたお伺いしますけれども、それは参議院のあり方として、これは河野議長も言つていらつしやいましたけれども、いわば行政府から完全に独立した監視機関——監視機関という言葉が正しいかどうかはわかりませんが、いわば河野議長の方、衆議院の数の力を理の——理屈の理、理性の理、これで制御するのだというのを河野議長は書いていらつしやいます。たけれども、行政府から完全に独立した参議院、これになつてくれば衆議院とまた違った意味の大きな重みというのが参議院はついてくるのではないかと。その意味では、いま鈴木内閣にも三人でございまして、大臣が入つていらつしやいますし、あるいは政務次官もいらつしやるわけでございしますけれども、参議院というのは行政府に人を送らない、行政府も大臣、政務次官というのは参議院からとらない、こうなつてまいりますと、私は、参議院というのは実は大変な権威を持つて、まさに第二院としての重さというのはいま以上に大変増すのではないかと。世耕大臣がいらつしやうて、なかなか私も質問するのになかなか点はあるまいし、金丸先生や松浦先生、大変りっぱな方を前にして物を言いくいのでございします。衆議院と違ふあり方の参議院ということの一つのポイントというの、私は、行政府から完全に独立をした参議院というの、これは大変な権威を持つ参議院になるのではないかと、その他のことにつきましては、参議院改革につきましてまた後でお伺いしますけれども、そう思つておるわけでございします。このことなら総理として、党内事情はおありかと思ひますけれども、できるのではないかと。思ふのでございします。その点についてはどのような御見解をお持ちでございませうか。

○鈴木内閣総理大臣 佐藤さんの御意見は、関係

に参議院から任命をしないようにしたらどうか、端的に言うとそのような御意見のようでございます。

私は、先ほども申し上げましたように、現在は議会制民主主義のもとにおきまして、政治家の方が行政を指導しておる、行政の中で政治家がいろいろ制約を受けるというような、そういう時代はもう去った、このように考えております。そういう観点からいたしまして、衆議院の議員であらうと参議院議員であらうと、見識の高い方が、適材が適所について、そして国政に参画する、また行政を指導するということは、私はむしろそうあるべきだ、こう思っております。

行政に政治が隷属するというような時代がもし過去においてあったとすれば、そういう佐藤さんのような御意見が一部成り立つかも知れません。が、私は、むしろ今日では政党が行政を指導しておる、また、そうあるべきだという観点からいたしまして、政治家の見識の高い方、広い視野に立つて大所高所から行政を指導するという意味で、衆議院議員であらうと参議院議員であらうと、適材の方を適所に配置するというのが必要である、こう考えておるわけでございます。

○佐藤 委員 私の見識は、参議院の方が見識がないという意味ではなくて、むしろ参議院のあり方としては行政を監視、監督をする、あるいは指導するという立場から言うところ、行政府から完全に独立をしたハウス、一院というもののあり方が、私は、より議院としての監視機能というのは高まるのではないかと、こう思っております。

もう一つ、参議院改革のことについて伺いをしておきたいのでありますけれども、実は大変長い歴史があつて、参議院は参議院の方として改革をひとつしなければいかぬということで、河野議長以来ずっと改革をした実績があるわけであります。しかし、最近に至りまして、残念ながら一とんざをしてるようでございます。きのう参考人の方からお話があらたわけてございますけれど

も、どうも参議院の自由民主党の方が余り乗り気ではないというふうないろいろな御発言があつたわけでございますので、私がいま申しましたように、選挙制度だけ変えても、これは参議院という第二院のあり方というのは変わつてこないのではないかと。選挙制度も大事でございますが、あわせて参議院の改革ということ、このこともやらないと、いわば参議院の選挙制度の改革と参議院改革というのは車の両輪として初めて衆議院、参議院というものがより国民の皆さん方に貢献できる、仕事ができるようになるのではないかと、思っておりますけれども、個々の細かいことは、参議院改革の中身は申し上げませんけれども、参議院改革についての総論の意欲についてお伺いしておきたいと思ひます。

○鈴木内閣総理大臣 二院制度をとっておりますわが国の議会制度におきまして、参議院の特色を生かして、参議院の機能を十二分に発揮する、そして衆議院の審議の上にさらに深い審議、検討を加え、また、もしも衆議院の決定につきまして、行き過ぎがあつたとかというような場合にはそれをチェックするとか、そういう二院制としての機能を十分に発揮してもらうということが、私は、参議院のあり方として非常に重要な問題である、このように考えておるものであります。

参議院におきましても、そういうような観点から、かねてから参議院のあり方につきましての検討が進められております。現在、徳永議長におきましても、参議院に設置されております参議院制度改革に対する協議会等において、その熱心な審議が行われておる。具体的にはいろいろあるわけでございます。たとえば予算の審議のあり方等につきましても、総予算審議の仕組み等についての検討をやろう、また常任委員会等のあり方についてもひとつ検討しよう、衆議院の常任委員会とは異なつた角度から委員会の設置等も検討しようというふうなぐあいに、いろいろ御検討が進められておると聞いておるわけでございます。

私は、いま御指摘がございましたように、選挙

制度だけでなしに、参議院の運営、制度的な内容等におきましても、二院制度としての参議院の特色というものが生かされるように、国民的な立場でもこれを期待しておるところでございます。

○佐藤 委員 冒頭申し上げましたように、審議も約四分の三ほど来たわけでございますが、自民党案の中で一番やはり問題になつたのは、これは各地の公聴会でもそうございましたし、当委員会の審議でもそうございましたが、一番大きな問題というのは、政党要件が厳し過ぎるではないか。御存じのように、現職の国会議員五人あるいは候補者十人というのは、確かに現在の公選法の確認団体の規定と同じになつてゐるわけでございますが、参議院に無所属の方がいらつしやる、あるいは参議院で会派をつくつていらつしやるというふうな現実を踏まえまして、この国会議員五人というのは余りにも厳しいのではないかと。私は、一人一党ということはいませんけれども、せめてわが党案の国会議員三名、これは現実に参議院の無所属の方が組んでいらつしやる会派が三人でもございまして、そういう意味ではやはり新しい制度が移行する過程でございますから、そういう方々の、パーティーさへ組めば立候補できるという観点というのは十分必要ではないかと、そういう意味で、少数意見を十分尊重する、というのが、私は、民主主義の非常に重要な要素だと思つておりますので、その意味ではひとつ政党要件をもう少し緩和をする。これはいま新聞その他の世論でもございまして、ひとつ総裁として、いわば提案者の最高責任者としてその点を十二分に考えていただきたいと思つてござい

ます。

もう一つは、選挙運動の点でございますけれども、確かに、松浦先生から答弁の中でも、今度は政党本位なんだから政党が選挙をやるんだということでございますが、いままで個人本位で来た選挙が一挙に政党本位ということで、全くと言っていいほど国民との接点をなくしてしまうというところについては、ただでさえ参議院の投票率が

低いということから考えましても、しかも初めて入れる制度でございますから、その意味では、あるところでは、たとえば政党が使う広報とかテレビの広告とか、そういったところは人数比例にしておきながら、一面ではほとんど選挙活動ができないという状況になつてゐることについてももう少し緩和をすべきではないかという意見が非常に強いわけでございます。

その意味で、今国会も二十一日までになつたわけでございますけれども、せっかく参考人からも意見を聞き、この委員会でも十二分にひとつ審議をしようということでやつてきてゐるわけでございますから、そこで集約をされた意見というのは、これは冒頭私が申し上げましたように、各党が選挙をやるルールづくりでございますから、自民党さんも、自民党案に固執をするのではなくて、いろいろ出された前向きな意見というのは、修正なり改正なりということで十二分に取り入れていく雅量というものがひとつ私は欲しいと思つてゐるわけでございまして、その点につきまして総理のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○鈴木内閣総理大臣 今度の制度の改正に当たりまして、重要な問題点として、少数意見を尊重するというような意味合いから、政党要件をもっと緩和したらどうかという御意見、さらに、個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に移行するということはあつても経過的、過渡的に個人の選挙運動も認めたらどうか、こういう御意見、御主張のようでございます。

私は、この二つの問題につきましては、今度の改正の非常に重要な部分でございますから、自由民主党案におきましても相当慎重にいろいろな角度から検討をいたしました結果の結論である、このように考えるものでございますが、社会党さんには社会党さんのまた案がありなことも承知をいたしております。その他の各党におきましても御意見があるわけでございますが、私は、そういうような各党の考え方、また、案というものを出し合つて十分ひとつ御審議を尽くしていただき

たい、このように考えるものでございます。

ただ、私は、議会制民主主義、そして政党政治の健全な発展を図っていくという観点からいたしますならば、ある程度のやはり政党としての体制なり、また、それだけの実力なり、そういうものを持たなければならぬのではないかと、このように考えます。また、選挙運動の面におきまして、これは私は、個人本位から政党本位に移行するという大きな目的が阻害されると思いますか、その行方がいまいちにも終わるようなことになってもいいし、その点は十分ひとつ御議論を尽くしていただきたい、こう思っております。

○佐藤(鶴)委員 終わります。

○久野委員長 次に、公明党・国民会議の委員の質疑ですが、いまだ御出席がありません。出席方を要請いたしますので、しばらくお待ちください。——ちよつと速記はとめてください。

〔速記中止〕

○久野委員長 それでは、速記を始めてください。御出席がありませんので、やむを得ず議事を進めます。

中井治君。

○中井委員 時間がございませんで、三つほど御質問申し上げたい、このように思います。

私は、議会制民主主義の根幹をなすものは、国民の政治に対する信頼あるいは政党、政治家に対する信頼、こういうものが最大限のものであるかと思ひます。しかし現在、世論調査等でも、御承知のように、国民の中に漠然としたムードで政治不信が広がっており、これを一刻も早く政治家みずからが直していかなければならない、このように考えます。その政治不信をもたらしている大きな原因の一つがこの各種の選挙制度の問題であるうか、このように思ひます。したがって、各党、選挙制度の改革というのについては本当に真剣に取り組んでいかなければならない、私どもの党もいろいろの提言をなしてまいります。しかし、御承知のように選挙制度の改革というのは本当に

むずかしいものでございます。このむずかしい改革を鈴木総理は今回大変な御熱意を持って手をつけられた、そして参議院を通過して今日までおられた、このこと自体、改革をやろうとされておるということについては、私は大変高く評価をするものでございします。しかし、選挙制度の改革でありますから、やはり各党間の話し合い、国民の十分な理解、こういったものが必要であると考えられるわけでございします。

先ほど総理の方から、きわめて順調に、円満に、十分な審議をいただいておりますというお礼の言葉がございましたけれども、お言葉を返して大変恐縮でありますけれども、参議院の方は強行採決という状態でございしました。また衆議院の方も、私もそれぞれ党の立場を超えて、一生懸命いろいろな審議をやっておりますが、現在も公明党さんがおられない、こういう非常に残念な形の審議になっていくわけでございします。そういった形で、この法案が成立を待っていて、本当に国民の政治不信解消ということに役立っていくのだから、私も心配をいたすわけでございします。

また国民の側から見れば、日本の政党というのについて、なかなか政党中心の支持、投票ということにはなじまない風習であろうか、私はこのようにも思ひます。また選挙をやる私も政党の方も、どういった選挙をやっているのか、なかなか準備が整っていない。こういう状況の中でこれがやられていくのかどうか、私は大変不安に思ひます。発議者の方に何遍も聞きまして、十年間実は準備をしてくださった、こういう話でございします。しかし、十年間準備をされてきた割には、終盤になって自民党内でいろいろな議論が起って、何の準備もされてないんだなということが明らかになっておる。そういう状況の中でこういった改革がなされる、このことをどのようにお考えになるか。

私は、後世、鈴木内閣というのは何をしたんだ、こういう形で評価があれば、真つ先に来るも

のは、もし成立したとしたらこの参議院の全国区の改正であろう、このように思ひますが、それがそのときに憲法である、こう言われぬようにも、つとつといろいろな各党間の話し合い、合意、あるいは煮詰める、こういったものが必要ではなかったのか、このように考えるわけであります。が、いかがでしょう。

○鈴木内閣総理大臣 政治に当たりまして金のかからない選挙制度を確立をする、これは私は非常に大事な問題であろうか、こう思っております。また、いままで参議院の全国区というものにつきましては、個人本位の選挙ではとうてい肉体的にも時間的にも、あるいは運動の量等からいっても、これはほとんど超人的な犠牲を要求されるというようなことで、制度そのものが長年にわたって改革を求められ、指摘をされてきたところでございします。

そういう意味合いから、大局に立つて、わが党におきましてこの拘束名簿式比例代表制、こういうものを御提案を申し上げた。また、中身におきましては若干の相違はございしますけれども、そういう大筋において社会党さん、社会党の独自の案を御提案をいただいております。恐らく提案に至らなくとも、各党各会派におきましてそれぞれ腹案、あるいはこの自民、社会両党がそれぞれ腹案をいたしたものに對する改正点についての案というものをもちてであろうか、こう思ひます。

参議院、衆議院におきまして、相当の時間をかけて御審議を進められておるわけでございしますから、この際各党がそれぞれの意見を出し合つて、そして十分論議を尽くされることによりまして、国民的な立場からおおむね審議がそこでなされた、尽くされた、こういうことに相なろうかと思ひます。御審議を進められておることを私はこれから強く期待をいたしておるところでございします。私は、大筋におきまして今回の改革案というのは、わが国の議会制民主主義の発展の上からもきわめて適切な改正案である、このように考え、せ

ひこれが実現をお願い申し上げます、こう思っております。

○中井委員 この法案そのものを見ますときに、先ほど申し上げましたように、私も参議院の改革というのは必要だけれども、この法案でいうことについていろいろな問題点があると考えております。本来、比例代表制度というものを導入をしていく、あるいは政党選挙をやるということであるならば、政党法をつくって、そしてその中からいろいろな制度を改革をしていく、こういうのが筋であろうかと思ひますが、政党法をつくらずに、現行の個人の選挙運動を規制しておる公職選挙法等を適用しながら政党選挙をやる、私はこのように思ひます。

本来、参議院でこの問題が十分議論をされてくればよかったわけですが、参議院では残念ながら憲法論争に終始して強行採決をされてしまった結果、衆議院で非常に時間が限られた中でこの中身の議論をしておる。そうすると、中身の議論ではいろいろな問題点が出てきておる。先ほど社会党の佐藤議員からお話がございましたが、政党の要件の問題も強く出されております。この政党の要件の問題というものは、選出側からいへばこれは大変きついやないかという、大きな問題点であろうかと私は思ひます。一方、政党選挙をやらなければならぬ私も政治家から見れば、政党が、あれだけきついやない要件を乗り越えて立候補者を出す政党が、大変差別をされておる、あるいは信頼がされてない、こういったことが根幹にある法案である、このように言えると思ひます。

政党を信頼して、議会制民主主義において政党というものは大変重要なものだ、日本においても政党は定着をしておるのだからこういう法案をつくるのだとお答えになつていらつしやいますけれども、しかし法案の中身を見ると、平等である政党間が金銭によって、あるいは大小によって、あ

るいは地方区を立てるか立てないかによって、ずいぶん差がある、そういう選挙制度になつておる。あるいはまた罰則の規定とか供託金の問題とか等、政党そのものを信頼をしない、法案、大変大きな矛盾を抱えた法案であろうと言えらるゝのであります。

本会議等で鈴木総理もあるいは提案者もたびたび、ベストじゃないけれどもベターだ、こういうことをおっしゃつておられます。私は、このベターというのは現行制度に比べてベターじゃないか、こういうことで理解をしていくわけでありませんが、残された期間で、自民党総裁としてこれらの大きな矛盾、疑問点に対して、私どもも精いっぱいいろいろな形で委員会でも審議をしていきたいと思ひます、率直にそういった他の政党の意見を聞かれてこの法案が円満に成立をする、そういった方向をお望みになるのかどうか、その点をお尋ねをいたします。

○鈴木内閣総理大臣 中井さんの御意見、私も傾聴をいたしました。中井さんの御意見としては、この個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に移行するということについては、政党法のようなものをつくつて、そして政党のあるべき姿というものを明確にした上でやったらどうか、こういう御意見のように伺つたわけでございます。

私は、政党というものは、政党法というような法律や規定をつくつて初めて政党がしっかりとあるというふうなぐあいには考えておりません。むしろ、政党が長年の議会制度のもとにおきまして、風雪を経て政党として成長し内容も充実をしていく、その成熟度に見合つて必要な法制的な規制、制度あるいは助長政策をとる、こういうような実態をまず固めて、そして政党法等はその時点で考えたらどうかという、率直に私はそういう意見を持つておるわけでございます。

今回の全国区制改正に当たりまして、政党法ということではございませんが、政党の要件というふうなものでお示しがされておる。ただこれが少しきついのではないか、もっと緩和したらどう

かという御意見等もあるようでございますが、そういう点につきましては、社会党さんからも案が出ておりますが、十分議論を尽くしていただきたい、こう思ひます。

○中井委員 時間ですが、一問だけお許しをいただきます。

この選挙制度が、法案が通つたとして来年の選挙まで短い期間、国民も政党も準備をしなければなりません。本来、参議院の全国区の投票というのは大変無効票の多いものでございます。特に二年前の衆参同時選挙では、七・数多という無効票を出してあります。甚だうわさされますところでは、衆参同時選挙があるというふうな話でありまして、こういうことになりまして何のために新しく選挙制度を変えたかわからない、あるいはまた衆参同時選挙をやるといふことは参議院の存在価値そのものを落とさせる、こういうことにもなるうかと私は判断をいたしております。衆参同時選挙ということについての総理大臣の見解をお尋ねをいたします。

○鈴木内閣総理大臣 どういうところからどういふお話が出てくるか知りませんが、私は、衆参同時選挙というふうなことは毛頭考えておりません。

○中井委員 ありがとうございます。

○久野委員長 安藤殿。

○安藤委員 自民党総裁としての総理にお尋ねをしたいと思ひます。

私は七月二十七日の本会議質問で、自民党がロッキード事件での灰色議員の証人喚問を棚上げをして公職選挙法の審議を強行するのは、議会制民主主義の根幹を揺るがし国民の期待を裏切るものだといふふうに指摘いたしました。ところがこれに対して、総理から何ら誠意ある答弁がなされておられません。きょうは、御承知のようにもう八月の十三日であります。会期末まであと一週間、現在に至るもこの証人喚問が実現をされておられません。そして、公職選挙法の審議だけが強行、進行されております。これはもう明らかに証人喚問棚

上げだと思ふのです。棚上げでないというならこの証人喚問に應ずるべきだと思ふのですが、現行法で今国会中に証人喚問に應ずる意思がおりないのかどうか、まずお尋ねします。

○鈴木内閣総理大臣 いま御意見によりまして、公職選挙法をこの国会で成立を図る、そういう中において議院証言法の改正というものを棚上げをする、あるいは証人喚問を棚上げをして、そしてこの公職選挙法の改正の成立を図ろう、こういうような御意見でございましたが、議院証言法は衆議院におけるこの議院制度協議会におきまして、小委員会まで設置をいたしました。いま各党が鋭意検討を進められておる、しかもその御審議は相当大詰めに來ておる、煮詰まつてきておる、こういうことを報告を受けておるわけでございます。長年の懸案でありますところのこの議院証言法もぜひこの国会で成立を図つていただいて、そしてそれに基づいて証人の喚問がなされるようにということをお私に期待をいたしておるところでございます。〔時間がないじゃないか〕と呼ぶ者あり。

○久野委員長 御静粛に願ひます。

○鈴木内閣総理大臣 それと当委員会における公職選挙法の改正案とは、これは直接的に何らの関係もない、証言法とこの法案を結びつけてこれを取引の材料にするというところの方がむしろ非常におかしい、こう私はこの際考えておるような次第でございます。(発言する者あり)

○久野委員長 御静粛に願ひます。

○安藤委員 取引の材料にしてゐるのは自民党の方じゃないかと思ふのですが、とにかく証人喚問を実現するかどうかということは国民の非常に大きな関心の的であります。だから、これを実現をしないといふことは国民の期待を裏切るものになります。私も共産党は、現行法で今国会中に証人喚問実現しろといふことを強く要求しております。これを妨害をしているのが自民党なんです。いいですか。そうなりますと、この証人喚問が今国会中に実現されないということになったら、こ

れは自民党の責任ですよ。総裁としてこの責任はどういうふうにとるおつもりなのか、お答えいただけます。

○鈴木内閣総理大臣 これはもう申し上げるまでもないことでございますが、国会の運営の問題でございますし、各党各会派でいろいろ御折衝を進められておることでございます。この点につきましては、ただいま御答弁を申し上げたとおりでございます。

○安藤委員 どのようにして責任をおとりになるのか、明快な御答弁がないというのは、無責任な答弁と言ふ以外にないと思ひます。

そこで、この公職選挙法の改正案なるものについて先ほどからいろいろ議論がありましたが、自民党の改正案については、政党要件が厳し過ぎる、あるいは無所属候補を認めないのは憲法違反だ、あるいは供託金が高過ぎる、選挙運動の大幅規制は憲法違反だといふようないろいろな意見が、参議院あるいは衆議院の段階で参考人の意見の中でたくさん出てまいりました。たとえば、参考人の意見聴取のときは賛成三、反対三というところが始まつたのですが、実際意見を聞いてみると賛成一、反対五、こういうふうな状態になっております。ということは、やはり国民の圧倒的多数は、いまの自民党の提案されておられるこの改正案なるものはだめだ、これは議会制民主主義の根本に反するのだ、無党派締め出した、憲法違反だ、こういう意見が強く出てゐるのです。

わが党も、抜本的な修正案を提出しております。だから、こういういろいろな参考人あるいは公述人の先生方の意見をしっかりと受けとめて、自民党はきちんともう一度考え直す、再検討する、そのために撤回をする、こういうふうなことをお考えになるべきだと思ふのですが、どうでしょうか。

○鈴木内閣総理大臣 本法案の審議は、二国会にわたつて相当長時間をかけて掘り下げた審議がなされてきておるようには承知をいたしております。しかも、参議院の全国区制にかかわる問題

で、参議院におきまして多数をもってこれが可決をされて衆議院に回付されておる、こういうようなことでございまして、衆議院におきまして相当長時間熱心な御審議が当委員会でもなされておるという段階でございまして、私はぜひこの国会で成立をお願いを申し上げたい、こう考えておりますし、したがって、これを撤回するということうなことは、党総裁としても考えておりません。

○安藤委員 自民党の改正案につきましては、これは自民党の党利党略ではないかという批判が集中しております。私も、これは明らかに自民党が党利党略をねらった改正案であるというふうに信じております。確信を持っております。これはいままでの審議を通じて明らかになっております。それを、いまもってなおこれを無修正で通しになるという意向を持っておられるとすれば、まさにこれは党利党略だということをお認めになることになるのではないかと思うのですが、どうでしょう。

○鈴木内閣総理大臣 これは私も、参議院並びに衆議院の審議の経過等を速記等を通じて見ておりますが、私はこの審議経過、内容等から見てしまして決して党利党略に基づくものではない、日本の議会民主主義をさらに健全に発展させる観点から、私は政を基盤とした選挙、そして政党による政策本位の政治をこれから進めたいという上からいたしまして、非常に画期的な有意義な改正である、このように考えております。

○安藤委員 時間が参りましたが、総理は、議会制民主主義尊重ということをよく言われる。議会制民主主義、非常にいい言葉ですが、どうもそれは口先だけのことでしか考えようがない、そういう印象を受けます。ですから私は最後に、あくまでも議会制民主主義をお守りになるというのであれば、これは撤回をして再検討すべきだ、このことを強く申し上げて、私の質問を終わります。

○久野委員長 小杉隆君。

○小杉委員 時間が限られておりますから、私は三点まとめて御質問をしたいと思ひます。

まず第一は、政要要件の緩和ということの修正についての基本的な考え方でありたい。

この委員会でも一番論議が集中した点は、まさにこの無所属候補とか少数政党、いま全国区の最も特徴とも言うべきこういう人たちが締め出されるというところをできるだけ回避するために、政要要件の緩和をすべきではないかということが盛んに言われております。私も一昨日修正案を出しまして、できるだけ無所属候補、少数政党の方がより出やすいようにということで、大幅に政要要件を緩和するあるいはサン・ラグ方式をとるか、あるいはまた修正案を出したわけですが、先ほど来の質疑の中で、総理はできるだけ論議を尽くしてほしいということでもございましたが、かなりこの委員会でも公聴会あるいは参事人からの意見聴取等で論議が煮詰まってきたとあります。で、この議論が、各党が政要要件の緩和ということについて一致点がもし得られるならば、仮に今国会にこの法案が成立をしたとしてできるだけ早い機会に修正をする、そういう心構え、用意を総裁として持っておられるかどうか、これが第一点であります。

それから第二の点は、いろいろな選挙制度にはそれぞれ長所、短所がございます。現在の全国区制度でも長所もあるわけであります。また、今度の新しい法案ができたとしても、やはり短所が生まれるわけですね。たとえば、いままで個人選挙で候補者と有権者の結びつきというのは非常に濃かったのがこれが薄くなるとか、あるいは同じ参議院議員の中に一生懸命汗を流して当選をしてきた地方区の議員と、何もしていないでという語弊がありますが、名簿に載って当選してきかた人とこの間にいろいろ心理的な葛藤が出るとか、そういう短所があるわけでありまして、総裁として、この制度がもし実現をしたら長所を期待していいのとか、あるいは短所が生まれることを是正しなければいけないか、その点について概略をお考えを聞かしていただきたいと思います。

それから三番目の問題ですが、今度の選挙法と

いうのは、個人選挙から政党本位になるということでありたい。政党に名簿の作成とかいろいろ大きな力を与えるわけでありまして、私はまだまだ日本の政党の現状からすると十分に成熟をしていない。政党が本当に今度の選挙法が期待しているような力があるには指導力を持ったためには、もっともつと政党自身が政策立案能力なりあるいは自分自身の政治倫理というものが確立をされていかなければいけないというふうに思ひます。そこで、政党法の制定なども私は必要だと思ひますし、またいまこの終盤の国会において一番問題になっております議院証言法の改正の問題、私どもは非常に熱心に久野委員長のもとで公選法の改正問題を審議してまいりましたが、いま証言法の改正が来週まで持ち越されるような動きになっております。公選法だけ食い逃げするんじゃないか、一方の方は棚上げになるんじゃないかというおそれがあります。総理、総裁として、議院証言法、こういうものもやはりきちっとけじめをつけることこそ、本当に政党が政治倫理を確立するということの踏み絵として注目をして欲しいと思うので、そういう点について、これからの方針のあり方をひとつ明確にしたいと思ひます。

○鈴木内閣総理大臣 三点にわたっての御質問でございまして、一つは今度の新しい制度が仮に成立した場合における長所と短所というものがあつたのではないかと、それをどのように評価をし、議論をしておるか、こういうお尋ねでございます。私は、先ほど来各党の方々に御意見を伺ひておりましたように、全国区制の選挙のあり方につきましては、長年にわたつていろいろ問題点が指摘をされております。金がかかり過ぎるということとが一つ。また、全国に及ぶ広大な選挙区である関係もございまして、肉体的にも時間的にもこれは大変過酷な犠牲を強いられる。その結果として、選挙民が候補者選択に十分な材料を把握することができない、判断を下すことができない等々

のいろいろな問題があるわけでございまして。私は、これらの点を抜本的に解消をいたしますためには、やはり従来の個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に変えるということが具体的なアプローチであらう、このように考えるものでございます。

参議院が公選制をとっておりますことからいいたしまして、だんだん政党化が現実に進んでおります。であるならば、この政党本位の選挙制度、拘束名簿式比例代表制、こういうものを改革案として出しまして、そしてこれによって政党が責任を持って国民の皆さんに責任を負う人を御推薦をする、そして政党は政策を中心に論議を進めていく、選挙戦を戦っていく、こういうことが議会制民主主義をさらに発展させるゆえんであらう、私はそういう面でも長所がある、このように考えるものでございます。

それから第二の問題に関連をするわけでございまして、少数意見の尊重、それに関連いたしまして政要要件の緩和の問題がございまして。

この点につきましては、この自由民主党の案あるいは社会党の案等におきまして、今度の改正の重要な問題点として留意をされて、具体的な提案がなされておるわけでございまして。私は、政要要件につきましては、実力のある本党に内容のある政党、議会制度の基盤としての政党としてふさわしい実体を備えたものを、どう一体要件としてこれを確立するかということ、少数意見尊重という角度から、その政要要件はある程度これを度外視しても、それを大いに緩和をしたらどうか、こういう考え方、いろいろあると思ひますが、私は、今回御提案になっております案は、その両面からいろいろ検討した結果であつて、適当なものである、このように考えておるものでございまして。

それから第三点といたしまして、議院証言法の問題に関連しての御発言がございましたが、議院証言法につきましては、現在議会制度協議会の小委員会において大詰めの審議が進められておる。

もう一兩日の間に各党が互譲の精神で話し合いをすれば要綱が固まる、こういう報告を受けておるような次第でございます。私は、各党がこの国会で議院証言法の成立を期するという大局に立ちま

して話し合いを詰めていただきたい、そしてこの国会でぜひ成立を期していただきたい、このことを強く期待をいたしておるところでございます。

○小杉委員 答弁が長くて持ち時間が終了したのですけれども、答弁漏れが若干ありますので、もう一度伺います。

まず、この制度が実現したら、提案をしている側です。余り欠点というのは申し述べにくいのだと思うのですが、総裁として、この制度が実現したらどういふ点に懸念があるかという点を率直にお答えいただきたいのと、それから、まあ提案者です。修正のことを云々できないかもしれない

ませんが、各党である程度こういう点は直すべきじゃないか、また自民党の中にもそういう含みのある答えもあるわけなのですが、今国会で成立をして、次の機会までにそういう一致点があるならば修正を受け入れるにやぶさかでないというふうな、そういう一つの弾力的なお考えをお持ちになつておられるかどうかということですが、

○鈴木内閣総理大臣 答弁漏れではございません。答弁漏れではございませんので、これが成立をいたしまして、実際にこれを行ってみたい結果、あなたがいま言われるようなことを検討するべきものでございます。

私は、いまの御提案されて御審議をいただいておりますものは確かに完璧なものとは考えてはおりませんが、当面として最善のものである、このように考えておりますから、これをぜひ成立を期して実施してみたい。その上でまた改善すべき点があれば、その実際を通じてお話し合いをすべきものである、このように考えております。

○小杉委員 終わりますが、提案者の総裁としてはそのくらいしか答えられないと思います。これはいろいろ議論がありますが、やはり自民党としてもっと大きな度量を持って対応していただくこ

とをお願いをして、終わります。
○久野委員長 午後一時より再開することとし、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後二時五十分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。速記をちよつとめてください。

〔速記中止〕
○久野委員長 それでは速記を始めてください。先刻来、公明党・国民会議、日本共産党の委員に出席を要請いたしておりますが、いまだに出席がありません。なおもう一度事務局をして出席を要請いたしますので、しばらくお待ちを願います。

速記をとめて。
〔速記中止〕
○久野委員長 それでは速記を始めてください。出席がありませんので、やむを得ず議事を進めます。

ただいままでに本案に対し、安藤巖君提出の修正案及び小杉隆君提出の修正案が、それぞれ委員長の手元に提出されてあります。

まず、両修正案について提出者から順次趣旨の説明を求めます。安藤巖君。

○久野委員長 念のため安藤君に出席を要請いたしますので、しばらくお待ちください。

速記をとめて。
〔速記中止〕
○久野委員長 それでは速記を用意してください。どうもお待ちいたしました。

出席がございません。

ただいまお手元に修正案が配付いたしました。ごいます。この配付によつて趣旨説明にかえることを了承するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○久野委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案（安藤巖君提出）

〔本号末尾に掲載〕

○久野委員長 小杉隆君。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案（小杉隆君提出）

〔本号末尾に掲載〕

○小杉委員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部改正案に対する修正案につきまして、新自由クラブ・民主連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

詳細につきましてはお手元配付の資料に基づいて御理解いただくといたしまして、ここでは要旨のみを簡単に申し上げます。

修正の趣旨は、第一に政党要件を、一、衆参合

わせて五人以上の議員を有することを二人以上に

する。二、直近の国政選挙で四割以上の得票を得たことを一割以上にする。三、比例代表区選挙、選挙区選挙合わせて十人以上の候補者がいることを三人にするなど、政党要件を緩和し、小会派への配慮をすることであります。

第二に、名簿届け出政党などの選挙運動であり

ますが、個人選挙から政党選挙に変わること

を周知徹底させ、国民に、名簿届け出政党などの政策、見識についてより深い理解を得るために新聞

広告を十二回、選挙公報は二回、政見放送についても時間、回数ともに十分確保し、現行選挙の

は二倍とすることであります。

の一つに対してマルの記号を記入するいわゆる記号式投票を採用することであります。

第四に、比例配分方式をドント方式からサン・ラグ方式にすることであります。

第五に、比例代表区選挙について欠員が生じた場合の繰り上げ補充を行う期間を半数改選が行われる三年に短縮するものであります。

最後に、参議院議員の定数は正であります。行政改革との関連においても、まず国会がみずから率先垂範して実行すべきであるという見地から、比例代表区選挙の議員定数を現行の百人から二十人削減して八十人とするよう求めるものであります。

選挙区選挙については、現在定数配分に議員一人当たり人口で最大五・七二九倍の格差を生じており、人口と定数との関係においていわゆる逆転現象が東京、大阪、神奈川、千葉、埼玉の各府県とその他の地方において生じ、議院における民意の適正な反映に対して多大な支障が見られます。これらの不合理を解消するよう選挙区選挙の定数は正をすることであります。

そのほか所要の修正を行うこととしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしまして趣旨説明を終わります。

○久野委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終了いたしました。

○久野委員長 本案及び両修正案を一括して質疑を行います。

質疑を続行いたします。小杉隆君。

○小杉委員 それでは、質問をいたします。

いま私どもが提出した修正案につきまして趣旨説明をしたわけですが、今回のこの審議におきまして一番議論が集まった問題は、この政党要件という面であります。従来の全国区選挙につきましては、金がかかる、肉体的に負担が大きい、

あるいは有権者が全国の約百人の候補者の中から一人選ぶということ、選択が非常に困難である、こういうことから今度の比例代表選挙になったわけですが、一方において現行制度の中にもやはりメリットがある。それはどんなに少数の政党であっても立候補ができる、あるいは無所属であっても自由に出入れるということであつたわけでありますが、今度の改正におきましては事実上そういう無所属候補なりあるいは少数党派というものを制限してしまう、こういう点が大きな問題点としてクローズアップされてきたわけであります。

そこで、これに對しまして社会党からも政党要件の緩和とすることで原案の衆参合わせて五人以上というのを三人に改めろ、あるいは四割を二割にせよ、それから立候補者を十人以上というのを五人にしろということで緩和策が出ておりますが、私もこれはこれでまだ少数政党あるいは無所属の人たちが立候補するには少く過ぎるのではないかと、それから、たとえば参議院の先例集を讀みますと、参議院の中で会派を結成できる一つの基準として所属議員が二人以上というやうなものがございまして、一応現職の議員が二人以上いれば一つの政党としてみなしていいのではないかと、こういう考え方から第一の項目を原案の五人以上というのを二人以上にしたわけであり

ます。

それから、第二の一点ですが、有効投票を五千万票とすれば一割といふと約五百万票、前回の衆参同時選挙でもこの五百万以上取った人というのはたしか次点以下五、六人おられたと思うのです。ですから、直近の選挙で五百万票、もう当選圏に非常に近いところまでの一割程度の票を取った人たちに對してやはりもう一度チャレンジをする機会を与えてもいいのではないかと、挑戦をする機会を与えてもいいのではないかと、こういう趣旨から一割にしたかどうか、こういう提案をしていくわけであります。

それから、第三の項目の十人以上の候補者がいることを三人にするというのは、この審議の中で

も、十人となるとたとえば供託金にしても四千万円集めなければいけないということであり、三、四人というところになれば千二百万程度、しかもたとえば市川房枝さんなどの例を挙げますと、仮に市川房枝さんが出たいと思つた場合に、自分に本当に共鳴してくれる仲間を二人程度、お話をし、一緒にひとつ名簿を出させてもらいたいということであつて、政党要件としては三人というところであつても事実上は市川房枝さん個人が出るのと何ら変わらない、こういうふうな考え方から三人以上ということ、事実上小会派あるいは無所属候補の人たちも立候補できる道を開いた、こういう考え方であります。

もちろん、余り政党要件を緩和してしまうと非常に乱立をするのではないかと、あるいは政党らしい政治として認めがたいのではないかと、いろいろ政治的影響とか選挙におけるいろいろな弊害もこれは全然皆無とは言えないと思つて、ですね。しかし、いままで個人本位の選挙で、個人が立候補できたという制度から一挙に政党選挙だといつても、激変するということは好ましくないのではないかと、やはり経過的な措置として、過渡的な措置として、いままでの個人選挙から政党選挙に移行する一つの過程として思い切つたこうした緩和策を考へていいのではないかと。政党らしい政党と言いますけれども、いまの政党だつて、政党らしい政党というのは私も含めてむしろ少ないといふか、まだまだ弱い面があるといふふうに私は思ふわけなので、今度の改正で政党に名簿の選定の権限とかいろいろな、政党が確固とした非常力あるものと想定した考え方があつたわけですから、まだまだ日本の政党というものはそんなに十分に成熟してない段階だと思つて、ですね。そういうことも考へまして、私は余り急激に政党要件を厳しく突きつけるというのは、日本のいまの政治の現状からしてふさわしくないのではないかと、こういう考え方に立つて、この政党要件の緩和とすることを打ち出したわけであり、提出者の方からひとつ率直な御見解も聞か

し。

ていただきたいと思つてあります。

○金丸参議院議員 ただいま新しい御提案に關連いたしました、政党の要件あるいはそれをお考へになりました理由、趣旨等をお述べになりまし。私も、確かに一つのお考へであらうと存じますが、繰り返してお答えを申し上げてまいりましたように、現在の全国の制度を改めて、現在の全国の制度の持つております欠点を除去いたしますのは、政党らしい政党を中心にした、本位にした選挙制度をつくるのが適當であらう、こういう結論からでございます。

御指摘のように、激変を緩和することが現実的に妥協ではないかという点は、私もなるほどごもっともなお考への点があるように存じますけれども、それによりまして現在の全国の持つております弊害が十分に除去できますかどうか、新しい御提案としていただいま承りましたので、私どもも確かな結論を下しかねるのでございまして、私どももいたしましては、まず私どもの考へております政改らしい政改として、ある程度日本の政党が成熟してまいつておるといふふうに考へております。政改的な規定を二つ今度は設けておるわけでございますが、これで実行してみたらどうであらうかというふうに考へておる次第でございます。

○小杉委員 提案者としてはその答弁が限界だろうと思ひますが、私も、自民党とか社会党はある程度政党としての形態が整つてゐるかもしれませんが、まだまだ成熟してない政党もあり得るという現状からいまして、将来はこういう厳しい政党要件でもいいと思ひますけれども、経過的な過渡的な措置として、激変緩和の措置として、こつた考へ方があるといふことをぜひ御理解いただきたいといふふうに思ひます。

第二の質問は、選挙運動であります。

現行法は個人本位の選挙で、ポスター全国に十

ていまでは全国をPRし、国民に訴へてきたわけであり。しかし、これが今回の改正で個人のそういった選挙運動は一切禁止ということになりますから、たとえばポスターにいたしますと十枚掛ける百人といふと一千万枚、これがなくなる、あるいははがきも一千万枚減る、あるいは選挙事務所、宣伝カー、こういったものも選挙運動の総量としては、個人がいままでやつていた分がそっくりなくなつて政党の行う選挙活動だけになりますと、急激にこれは減るわけでありまして、有権者、国民にとっては、いまだで全国区の選挙で受けてきたPRというか、周知徹底の機会というのがその分だけ減つてくるわけでございます。そこで私も、これはまた激変緩和ではありませんが、一挙にそういうふうな選挙運動のボリュームが減つてしまつと、先ほどの個人選挙になつてきた人が、政党選挙になつただけで何か有権者と候補者との間の縁が薄くなるのに加えて、選挙運動の総量がたつと減るということによつても、さらに参議院の全国区というものが、比例選挙というものが、有権者、国民との関係が疎遠になる、遠くなつてしまふ、こういうことで、少しこれは減り過ぎじゃないか。

いままでの提案に至る過程を考へてみますと、当初は二票制ではなくて一票制を中心に考へてきた改正案でありましたから、もつぱらいわゆる選挙区選挙だけを念頭に置いて考へてくればよかったわけですが、この提案をするわけですから、これが二票制ということになつたので、提案者の方でもいわゆる二票制における比例代表区選挙運動についてまで十分に考へが及ばなかつたのではないかと、だからこんなに選挙運動の総量が減つてしまつたのじゃないかといふふうに私は推察をするのですが、私どもの考へでは、個人選挙から一挙に政党選挙に変わつてこれだけ縁が遠くなるということにかんがみまして、ぜひひとつ特に新聞広告であるとかあるいは選挙公報であるとか、テレビ、ラジオによる政見放送についても、いわゆるマスメディア、大衆の媒体を使って政党のやる

べきことを、

○大林政府委員 御承知のように、地方議員につきましては地方自治法で、条例で定数を減少することができるといふ規定がございます。従来から県であれ、あるいは市町村の議会で相当数減少をしまいいつておりますが、概略の数字を申し上げますと、恐らく昨年末現在ぐらいで御承知おきいただきたいと思うのでありますが、県においては十四県で七十三名ほど減少いたしておりますし、

いく、こういう姿勢をやはり国会のみずからが示すことによつて、いま行政改革、第二臨調から出されまして、総論賛成、各論は反対だというふうな、もう当然予想されるような事態に對して、国会もこうやつて努力しているんだというところをやはり国民に知らせるという努力をわれわれはしなければいけないと思います。きれいごとを言っていると思われるかもしれませんが、そのぐらいいい決意を国会のみずからが示すということがいま一番求められているというふうに私は思います。

これは御感想があれば聞かしていただいて、さっきのサン・ラグ式かドント方式かというふうなこととあわせて、もし御見解があれば聞かしていただいて終わりたいと思います。

それからサン・ラグ式、ドント式の問題でございますが、わが國の國民の気持ちから考えますと、あるいは單純比例式が一番わかりやすいのかなと私どもも考えておりましたが、先般松浦先生からお答えがございましたように、五十二人選挙するときに得られる議席数よりも、五十三人選挙いたします場合の方が議席の獲得数が少なくなるという実に奇妙な結果が單純比例では生じますので、私どもはやはりどうも採用するのはむづかしからう。そういったしますと、ドント式がやはりそれに一番近い。それから新サン・ラグ方式も、御承知のように、これは正確な比例代表よりも少数代表が議席を獲得しやすいような意図的な比例代

定数でございまして、議員一人当たり人口が八万

八千人、したがって、かなり人口数に比して定数は多くございます。

それからアメリカは上院が御承知のように百名、下院が四百三十五名となっておりますが、議員一人当たり人口でいきますと上院は二百二十七万人に一人というふうに非常に定数が少ない。それから下院は四百三十五名で議員一人当たり人口でいきますと五十二万人に一人、こういう数字であります。

それからフランスが上院が三百五名の定数で下院が四百九十一名であります。議員一人当たり人口が上院の場合十七万六千人に一人、それから下院は十九万九千人に一人、こういう割合になっております。

西ドイツが上院は四十五名、下院が五百十九名、議員一人当たり人口が上院の場合百三十六万人に一人、下院は十一万八千人について一人。

それからイタリアが上院が三百十五名、下院が六百三十名、議員一人当たり人口が上院の場合十八万人に一人、下院の場合には九万人に一人、こうなっております。

それからベルギー、上院が百八十一名、下院が二百十二名、議員一人当たり人口が上院の場合五万四千一人に一人、下院については四万六千人に一人。オランダが上院七十五名、下院百五十名、議員一人当たり人口につきまして申し上げますと、上院が十八万八千人について一人、下院が九万四千一人について一人、こうなっております。

それからカナダでございますが、上院百四名、下院が二百八十二名、議員一人当たりにしなすと、上院の場合二十三万人に一人、下院は八万人に一人。

日本の場合は御承知のように参議院が二百五十二名、衆議院が五百十一名、議員一人当たり人口が参議院の場合四十六万四千一人、衆議院の場合が二十二万九千人に一人、こういう状況でかなりまちまちでございます。

○渡辺(三)委員 いま御答弁いただいた中では、もちろん言うまでもなく各国の選挙制度が非常に

違いますから、また必ずしもいまの答弁の中にありました上院とそれからわが国の参議院制度、この機能も役割りも相当違うようでありまして、一概に言うことはできないと思っておりますけれども、たとえばいまお話をあつた中で西ドイツあるいはイギリスなどの場合の非公選議員の数は入っておりますでしょうか。

○大林政府委員 非公選議員の場合も含めて申し上げました。

○渡辺(三)委員 それからもう一つ、間接選挙の議員もこの数の中に入っておりますか。

○大林政府委員 上院議員の構成、選出方法のいかんを問はずすべての議員数でございます。

○渡辺(三)委員 そこで、いまの数字を見ますと、これは本委員会の中でも数日前お話をあつたと思いますが、日本よりも議員一人当たりの数が多いのはアメリカだけでありまして、いまの答弁によりますと、あと約十ぐらいの国々の上院、下院の議員数あるいは議員一人当たりの人口、こういうことをずっと答弁をいただいたわけでありまして、けれども、上院、下院を通じてあるいは両方数を合わせた議員一人当たりの人口比例、こういう点からいってアメリカを除いては日本の場合には多くない、こういうふうな数字になってあらわれて

いると思うわけでありまして、私は議員一人当たりの人口から見ても、わが国の場合には議員の数はそう多くなっているからいふやせという意味で申し上げておられるのはありませんけれども、そういう点をまず第一点確認をしておきたい、こういうふうに思うわけでありまして、

そこで第一に、定数は正の問題、この点をお伺いをしたいのであります。

本委員会の質疑の中で、発議者もそれから自治大臣からもこの定数は正の問題は非常にむずかしい、こういうお話がございました。どういふ点が定数は正についてむずかしいのか、ひとつできるだけ具体的に御答えをいただきたいと思

○世耕国務大臣 お答えいたします。

仮に参議院の地方区の定数は正を行うといたしますと、参議院の場合はすべて偶数でございます。ある地区の有権者の数がふえた場合、この地域は計算して一人ふやすべきであるというふうな仮に判断いたしますと、仮に四人区のところを五人にいたしますと、これは非常に選挙上、二人の場合と三人の場合と出てきますので、これを二・五ずつ割るというわけにまいりませんので、そこで勢い六人というふうな偶数になってまいります。一例でございますが、そういう形でいろいろ各地区の定員数を決めてまいりますと、なかなか決まりにくいということになってまいりまして、政党内の方でもその点で協議してもなかなか結論が出てこないという、一例を挙げるとそういう場合に非常に偶数、奇数の数からいましてなかなか実現がむずかしいという実情でございます。

○渡辺(三)委員 発議者の方からもお聞きしたいのです。

○金丸参議院議員 地方区の定数は正の問題でございますが、非常に重要な問題は、百五十二名の総定数はふやさないでその中で定数は正を行うかどうかということが第一点でございます。

第二点は、東京都が御承知のように現在八名でございます。八名のところが東京と北海道でございます。東京は非常に人口がふえてまいっております。この八名のところを十名にふやすか十二名にふやすか。地方区は都道府県代表、地域代表という性格を持ってまいります。できるだけ有権者人口というものを尊重してまいりますという、東京を十名とか十二名にふやすという考え方も出てまいりまして、しかし、大都市にはすでに相当数の国会議員がおりますし、その地域の模様はよく知られて国会にも反映されておるのじゃないか、こういう考え方も成り立つわけでございます。だから、基本の方向として東京の定数を八人で据え置くかどうか、それによりまして相当府県への定数の変更が違つてまいります。これを十名にするか十二名にするか、この問題。

それから、総定数を百五十二名でとめるかど

うかということ、それから大都市を持っております非常に人口の多い府県の定数を現在の最高限度の八人よりもっとふやすということもあわせて正正を行うか行わないか、この二つが定数は正を行いますという前提になる非常に基本的な問題ではなからうか、私はこういうふうに考えておるわけでございます。これが決まりますと、たゞいま自治大臣も御承知になりましたが、わが国は半数改選という制度をとっておりますので、やはり偶数をふやす、減らすという方法をとらざるを得ないと思っておりますけれども、おのずから、参議院の地方区の定数は正の方は、都道府県の数も少のうございまして、選挙区の区画を変更するということも結果として出てまいりませんければ、比較的にまだ衆議院よりもやりやすいのではなからうか、かように私は考えております。

○渡辺(三)委員 この定数は正の問題は、これはもう長い間議論されてきた問題だと思つて、選挙制度審議会の中でもこの問題は都度議論の対象になってきた、人口も非常に変わつてきた、そういう状況の中で、少なくとも逆転の解消だけはやらなければならないという意見も相当強いようです。ですから、そういうふうな必要性については、発議者も必要性は感じておられると思ひますし、それから自治大臣もこれは否定なさるぬだろう、こういうふうに考えておるわけなのです。

それほど強調されておるながら、いまお話を聞きますと幾つかのむずかしい問題点があるようでありまして、これをやはり具体的にどのようにな方法で各党の話し合いを詰めていくのか、あるいは、これは自治省からもお聞きしたいわけでありまして、たとえば、いまも委員もいなくなつてしまつた、したがって、活動といひますか機能も全然発揮しておらない選挙制度審議会、こういったものを復活させて事実上機能させて、その中でこういう緊急な課題については集中的に議論をする方法をとった方がいいのか、この

辺について、これは権威者でございすから、発議者の先生の方から具体的な方法をあわせてお伺いしたいと思います。

○金丸参議院議員 結論的に申しますと、まだ私もそのような点について定まった考えを持っておりません。ただいま申し上げましたような前提になる基本問題をどのように考えるかということ、やり方につきましては、国会で話し合いによりまして決めてまいります。あるいは政府が選挙制度の審議会をおつくりになって、そこで第三者的なお方々がお集まりになって案をつくっていただいた方がよろしいか、御指摘のように二通りあると思いますが、これはなお私も十分考えさせていたただきたいと思ひますし、先生方にも十分にその点お考えをいただきたい、かように希望もいたしておる次第でございす。

○大林政府委員 審議会の御質問がございましたのでお答え申し上げますが、従来選挙制度審議会は、数次にわたりました十年間ほど検討をいたした経緯がございます。特に定数問題ということになりますと、御承知のようにすぐれて非常に政治的な問題になりますので、どうしてもやはり構成メンバーでございす国会から選出された特別委員の先生方の御意見を十分に拝聴しないとかなかなかまとまりません。しかしながら、やはり非常に政治的な問題でございすので、なかなか結論もまとまらなかつたのがまた従来の実情でございす。したがって、こういつた定数問題、必ずこれは区割り問題というものに直結をしていく問題でありますので、やはり第三者機関で行うというたしとしても、各党の間でのおおむねの合意というものがなければ、なかなか第三者機関においても結論がまとまらないという性格のものでございす。諸外国におきましても、一応第三者機関というものをつくっておる国もございすけれども、なかなか現実の問題としては正確な活動ができていない実情にございす。

○渡辺(三)委員 これは各党とも、特に地方区の定数は正に非常に重要だし、急がなければならぬ。したがって、今回全国区の改正が出ておるわけでありすけれども、それにも増して地方区の定数は正と云うのは非常に緊急な課題ではないか、こう言われておるわけだ。しかし、いま聞いてみますと、その方法をどうやっていいのかわからぬ。また考え方がまとまらぬ。こういうふうになりますと、私は、必要性はみんなが認めながら、もつとはつきり言えば、それぞれの党の利害得失も絡んでなかなかうまくいかないのだ、こういうふうになってしまふような感じが受け受けるのですね。この辺が非常に問題なのだと思います。

そこで、自治省にもう一度お伺いをしますが、昭和四十七年に第七次の選挙制度審議会がはつきり役割を終つて、もうこれで解散といひますかなくなつてしまつたのか、あるいはそうじゃなく、ほかの事情によつて事実上の閉店休業、その後は委員も任命されないままに今日に来ておるという状況なのか、その辺のいきさつをひとつ具体的に話していただけないでしょうか。

○大林政府委員 選挙制度審議会につきましては設置法がございまして、昭和三十六年に第一次の審議会が設立されて以来、昭和四十七年十二月まで、第七次の審議会に至るまで活動をしておりました。

その間、数次にわたつて答申あるいは報告というものが出たわけでありすけれども、現実問題といたしまして、答申あるいは報告につきましても、これを法文化し実現するということはなかなかむずかしいとございす。その間審議会におきましても、一般の委員の間ではいろいろ、どうして実現できないのか、これでは審議会をやつてもむだではないかというやうな強い声がだんだん起つてまいつておりました。四十五年から四十七年の二年間にわたつて第七次の審議会が、現在問題になつておりますやうな参議院の全国区制の改正を含めて勉強はしておつたのでありすけれども、結論がなかなかまとまらぬまま四十七年十二月の総選挙ということになりまして、結

局報告というやうなスタイルで任務を終えたわけでありす。その後、第八次の選挙制度審議会をつくるかどうかという問題につきまして、私もいろいろ考えまじたり、あるいはいろいろ御相談を申し上げたこともございす。

ただ、この十年間活動しておりました審議会の経緯を考えましたときに、第三者機関でいろいろ御検討いただくにいたしましたも、選挙制度の基本というやうな問題につきましては、やはりどうしても各党それぞれの御意見が物によつては非常に鋭く対立をいたします。その各党の御意見が審議会の中におきまして鋭く対立するものについて、審議会として結論を出してしまふということはまだなかなかむずかしい話になりまして、審議会の内部におきましても、結局こういう問題は国会で各党が御相談になつておつくりいただくのがまた一番早道であり、実現の可能性がある問題ではないだろうか、こういう御意見が最後の時点になりますと非常に多かつたように記憶いたしております。私も、第八次の審議会を開くか開かないかについては、そういった審議会におけるいままでの経緯を考えます場合に、まず立法府を構成する各党の先生方の間におきましてやはり合意というものができなければ、審議会を設けましても非常にむずかしいという感じが現在でもなおかつ持つておるやうな状況でございす。

○渡辺(三)委員 今回の改正法案を提案された自民党の場合には、この委員会での審議を聞いておりますと、約十年間の問題については慎重に検討してきたというふうにおっしゃつておられます。私も社会党の場合にも、足かけ七年になります。私どももこの問題について検討してきた、こういう経過がありますけれども、いまお話ししました第七次選挙制度審議会、いま部長がお話しになったやうな形で四十七年に事実上任務を終えたといひます。これ以上進めてもというやうなかつたところで第八次の審議会はつくらなかつた、こういうやうな経過がわかりましたが、その際に、いま問題になつております全国区、つまり今度の

新しい法律で言うところの拘束名簿式比例代表制、こういう問題については一定の方向性といひます。完全な合意の結論というまでにはならなかつたかもしれせんけれども、委員の方々の大勢といひます。そういう点はどうだったのでしょうか。

○大林政府委員 第七次の審議会におきまして、この全国区制の改正についていろいろ勉強しております過程におきまして、いろいろな御意見もございしました。比例代表制を主張される方あるいはブロック制を主張される方あるいは一部候補者推薦というやうなニュアンスの御意見を述べられる方、いろいろあつたのでありますが、大勢は比例代表を採用すべしというやうな御議論に大体まとまつておりました。

ただ問題は、拘束式にするか非拘束式にするかという点で結論がまとまりません。拘束式を主張される先生もかなりの数に上つておりました。その段階で、拘束名簿式にする場合の一番の問題点として、名簿の順位というものを果たして各党でおつくりいただけるかどうかという疑問が審議会内部で非常に強くございしました。

〔片岡委員長代理退席、住委員長代理着席〕

特別委員の先生方にもその際いろいろ御意見を承つたわけでありすけれども、その時点におきましては特別委員の先生の御意見は、非常にむずかしいだろう、大体こういう御意見でございしました。

そこで審議会といたしましては、拘束名簿式が参議院の全国区についてどちらかというと非常に適する制度であるという気持ちは強く持つておりましたけれども、現実問題として各党において順位の問題というものがむずかしいのであれば、そういうものを無理やり答申してもどうにもならぬな、こういう感じになつてきたわけでありす。したがって、最終結論ではありせんけれども、審議会の報告の中では、第七次におきましては非拘束の比例代表という報告をいたしております。

す

○渡辺(三)委員　私ども参議院の段階で出しました社会党案も拘束名簿式なわけであります。しかし、この問題については第七次選挙制度審議会の中では残念ながら結論が得られなかった。いまおっしゃるような、それぞれの角度からのいろいろな主張がなされたままで第七次審議会を終わつた。ですから、その後いろいろ各党ごとに検討した結果、自民党がいま出されておるような案になつておるんだと思いますが、私が冒頭に御質問申し上げました定数は正の問題、一体どうやれば、完全に一致しないまでも全党が了解できるような形で定数は正しいものをやれるんだらうかということを私もなりにいろいろ考えながら、そのためには、国会の場で各党それぞれとはいひますけれども、やはりその前段では何らかの機関がなければこういう問題はなかなか合意できないのじゃないか、合意しにくいというふうに私は思うのです。

たとえば、きのう参考人の御意見を聞いても、今度の案は百害あつて一利なし、こういうふうに明確に言われた方もお二人おられますから、こういうふうに見解が非常に違ふわけです。そういう各党なり各会派の非常に利害の違ふ、しかも選挙法でありますからきまつて重要なこういう問題について、各党派の見解が鋭く対立するということでは容易に想像はできませんけれども、できれば、そういうことがより少ない案にまゝめていく何か土俵が一体ないのだからかと考えるわけです。

そういう意味で、少し執拗に最後の審議会はどうなったのだろうかとお伺いをしたわけでありまして、すけれども、その当時のまゝだった意見ではないが非拘束のいわゆる比例代表、こういうことが大勢であったというふうに理解してよろしいでしょうか、そういう報告がなされておるとすれば。

○大林政府委員 第七次審議会におきましては、先ほど申し上げましたように、検討結果が出るまでの間に国会が解散され、特別委員の先生方が案を加えなくなったということで、結局答申を避け

まして、それまで所管の第一委員会が検討しておりましたものを具体的に、その第一委員会の中に小委員会を設けまして、小委員会で勉強しました結果を第一委員会に報告をし、第一委員会で一応拘束というのはちよつとむずかしいであろうから非拘束ということの意見の方がまあ重視された、こういう程度の総会に対する報告でありまして、総会において改めて拘束がいいか非拘束がいいかという議論をしないままの報告になっております。非常に中途半端な報告になっております。

〔佐委員長代理退席、委員長着席〕
○渡辺(三)委員、次に、これも非常に大きな争点になっております政党要件の問題についてお伺いしたいと思うわけです。

これは、自民党案とそれから他のほとんどの党が言っておりますところの内容上の争いといえますか違った見解というのともうきわめて明確になつておられますから、繰り返す必要はないかと思ひますけれども、たとえば私どもが参議院で出します

した案は、御承知のように三人、二%、五人、というふうなことでありますし、おおよそ自民党の半分ぐらいといえますが大幅に緩和した、そういうつもりでの改正案でありました。それから先ほど提案をいただきましたこの新自連の修正案、これはさらに大きく政党要件というものを緩和しておる、こういう状況であります。

なぜ自民党案が、五人以上、四%以上、十人以上、こういうふうになさったかということについては繰り返し御答弁はいたしました。私は、これはなかなか納得できないのです。いわゆるわがが国のこのこれまで長い間なじんできた参議院全国区の選出の仕方、それから選挙民が政党や候補者について持っているいろいろな感情、それからわが国のいまの政党の現状、こういう点から考えた場合に、政党らしい政党という基準で選んだそれぞれに、政党らしい政党という基準で選んだそれぞれに、たとえば政治資金規正法の問題であるとかあるいは確認団体の問題であるとか御説明いただきましたが、どうも自民党案では、特に参議院の現状あるいはわが国の政党の現状に照らして

相当無理があるのじやなかろうか、こういうふうな考え方を否定し得ないのです。もう一度この点について御答弁をいただきたいと思っています。

○松浦参議院議員 お答え申し上げます。
繰り返して申し上げるようになるかもしれませんが、今度の政党本位の選挙では政党の果たす役割りがきわめて重要でございます。そういう意味では、やはり政党らしい政党というものを主体に置いてこの制度を組み立てていきたいというのが基本的な考え方でございます。

論になるわけでございますが、これについては、私どももこれが政党内しい政党だという確たる根拠は持ち合わせておりません。しかし、やはり現行法体系との関連を考えた上で民意を敷い上げて国会に反映させる、それだけの力量を持った団体、それが政党らしい政党というふうに考えるならば、現行法との関連から私どものような案でないのではなからうかというつもりで御提案申し上げます。

しかし、先生がおっしゃられるように、現状を考えた場合にやきつ過ぎるじゃないかというお説も全くりっぱな一つの考え方であらうと思ひます。私どもは提案者でございますが、いずれにいたしましても、私どもつくりましたものを党議で決めていただいておるわけでございますので、この場で右だ左だというふうに取り決める権限は私ども持ち合わせません。その意味でひとつ十分この委員会で御審議をいただき、各党でお話し合いをいただきたい。あくまでメルクマールの問題でございますから、数字がこれが絶対の根拠である、こういうような論拠は私どもにはございません。むしろ、社会党が御主張になつておられるところの、御説明を伺つておりますと、参議院の現状というものを考えながら決めたんだ、こういうことで、そちらの方に数字の根拠はあるのかもしれないの、でございます。しかし、私どもとしては、余り緩めてしまふということになりますと、それが果たして政党らしい政党と言えるかどうかという問題

があるような気がしてならないということだけを率直に申し上げておきたいと思います。

○渡辺(三)委員 比例代表制を導入をする、こう

いうふうなことで、後で選挙運動の問題についてはいろいろ質問させていただきたいと思ひますが、個人本位の選挙から政党本位の選挙に変わっていくわけですから、そういう意味での政党の責任の重大さを十分に果たし得る内容あるいは形態をとるというのはこれは当然でありますし、私どもも賛成であります。

しかし、そうだからといって、長い間続いてきた制度を変える場合に、これに対する国民の感情、あるいは餘々に時間をかけて変えていかなければならないだろうというふうなことは理解できませんけれども、各政党を名のりながら個人の選挙をやつてきて、その個人と選挙民との深い結びつきの上に政治に血が通つてきたという実態は否めぬ今日、いわけでありますから、そういう過渡的な今日、この状況を考える際に、余りにもきちんと政党らしい政党という表現の中で相当厳しくくられるということになる、やはり実態とかけ離れてしまったものになる。そしてまた、これはだれもが否定できない現状でありますけれども、たとえば政党離れといいますが、そういう現象があることも事実なわけでありますから、それがそのままでいいとは私は思つておりません。思つておりませんけれども、現実はやはりそういう状況もある。ですから、その辺を総合的に考へてこの問題について対処しないと、一步誤れば大変なことになるのじゃないかという危惧を私は持つわけなんです。

そこで、具体的にお伺いをしたいわけでありますけれども、参議院の政党、それから会派は衆議院と違つてまた一段とたくさんありますけれども、ここに所属されているあるいは現に議員として当選されておる方々が、いま自民党の言う政党要件によつて新しい法律に従つて選挙を打つというふうな場合に、どういふ変化が起きてまいりましょうか。その点、いままでいろいろな角度から質問がありました。私もその質疑応答は聞いてお

りましたけれども、もう少しこの点をしっかりと整理をしてお聞きしておきたいというふうに思うわけですが、言葉が足りなくて理解できないとすれば、たとえば一つの具体例を申し上げますけれども、二院クラブであるとか一の会であるとか、こういうところはどうなりますか。

○松浦参議院議員 現在三名で会派をお組みになつておられる会派が参議院にはございます。わが党案によりますれば国会議員五名以上でございいますから、名称保護を受けるような形で進もうと思えば二つの会派が御一緒になつていただくというような方法もございまいし、あるいは三人の国会議員を持つておられます会派がそのまゝ一号要件には該当しないけれども三号要件に該当するという形で十名の候補者をお立てになる、こういうような形に変わつてくるかと存じます。

○渡辺(三)委員 やはり聞いておりますとそこに無理があると私は思うのです。参議院の会派の現状がそうだから、この現状が全部正しいというふうには思いませんけれども、しかし現実にはそういう会派があつて、しかもそれを選挙民が熱烈に支持をしてそれなりの一定の役割りを果たしてきています。

それらの会派が二つ無理無理に合同しなければこの要件を満たせないのだ、こういうふうになれば、実は本委員会での質疑の際に私どもの方の沢田委員も、政党要件を本場にきちんとさせるならば政策もこれに付随してその要件に入れなければいかぬじゃないかというふうな質問をいたしました。これは逆から言いますと、政策の違つた、考え方の違ふものが無理無理合体をしなければこの政党要件には合致しないのですよというふうになりますか。その点、どうでしょうか。

○松浦参議院議員 数の上から名簿提出要件を満たすという形をとるとすれば、そういうことに相ならうかと思ひます。ただ、現実には、私どもいままらいましたけれども、第二院クラブ、一の会、それから無所属、それぞれ三人ずつの方がおいでになります、無所属はこれはちよつと問題

といたしました、一の会、第二院クラブでも、果たしてこれらの方々が同じ政策のもとにお集まりになれるのかどうか、そういう問題も考えないと、この方々を抑えるということになるのかならないのかという議論にはちよつと進みかねるのではなからうか、こんな気持ちを持っております。

○渡辺(三)委員 たとえば単なる仲よしクラブみたいにおまえとおれとこれと三人だ、こういうかっこうで会派を組む、別にまたそういうものがある。そうしますと、やはり政治に責任を持つという形になれば、とりわけ議會制民主主義の中で政党の果たすべき役割りは非常に大きいわけですし、それから政党というものは政策をもつてまとまつておるわけですから、単に仲よしクラブ同士だつたら結合するんじやないことは——できるかも知れませんが、政策は基本的に違ふない、ほとんど同じなんだ、だけれども現実にはそういう厳しい政党要件というものはありませんから、今度は新しく法律が変わるので、全国区の場合にはそういうしなければ立候補する事実上できない、選挙をやれない、こういうふうになれば、もつとちゃんと討議合つて政策の一致点を見出して、一定の政策をもつて人数をかためて立候補の条件を整えようじやないか、こういうふうになるかも知れません。

しかし、単にそういう仲よしクラブというふうなものじゃなくて、やはり日本の政治に対しての一定の政策あるいは参議院が果たすべき本来の機能に照らして、われわれ三人はこういうふうな形の方が参議院議員としてふさわしいのだというふうな相当固い理念、そういうもので三人がグループをつつておつた、あるいは別なグループもそういう意味であつた、それを無理無理一緒にしなければ選挙にも出られないというかっこうになりますと、非常に便宜主義的になつてしまふのじやないかと私は思ふ。その境界はあります。何人にするかという境界はありますけれども、仮にいま進めているような議論でいけば非常に便宜主義的なものになつてしまふ。そのことは、とりもなお

さず選挙民に対して本当の意味で責任を持ったやり方と言へるのだろうか、こういう点を私は非常に心配するのです。

ですから、それならば、参議院の段階でわれわれ社会党が提起をしたあの改正案というものが完璧かというふうな反論されれば、これだつて無理があるかも知れません。しかし、単に数字の違いというのではなくて、参議院における現状、いま運営されておる現状、この上に立つた場合に、少なくとも自民党さんが出した内容とはちよつと現実離れではないかな、厳し過ぎるのではないかな、あるいは政党が国民に対して責任を持つという余りに、非常に思い切つて法律的に転換をやつていく、こういうふうになるんじやないでしょうか。これは少し過ぎるんじやないでしょうか。どうなんですか、もう一回。

○松浦参議院議員 政党らしい政党のメルクマールとして三人がいかにか五人がいかという議論で、これはとんでもない議論になるのではなからうかと私は思つております。せつかく渡辺先生の御指摘でございしますが、第二院クラブにいたしましても、一の会にいたしましても、あるいは言い過ぎでございしたらお許しを願ひたいと思ひますが、どうも仲よしクラブのような気がするわけでございます。これらの方々が完全に意見が一致をしておるわけではございません。片一方の方が御起立になると片一方の方はお座りになつておられるというふうな場面を、私はしばしば拝見をいたしております。そうすると、社会党案のように三人でよろしいというところをお決めになつても、これらの方々が一つにまとまつて名簿提出要件を満たすことになるかどうかということにすら私どもは疑問を持つておるわけでございます。決して私は先生の三人説というものを否定しようと思つておるわけではございません。私どもも五人がよからうと思つて出したという程度でございまして、三人にするか五人にするか、これはひとつ各党同士で十分御相談を願ひたいと思つてござい

それともう一つ、私どもが気になつておりますことは、現行法令との脈絡はやはり考えていかなければいけないだろう。そうすると、政治資金規正法では政党というのは五人だと書いてございしますと、政治資金規正法に言う政党ではないものが名簿を提出できるというかっこうになつてまいります。その辺のところも、日本の国の法体系の中のつじつまを合わせておかなければいけない、こういう考え方で結びつけておるということも御理解をいただきたいのでございします。

社会党案ではその辺は非常に割り切つておられまして、たとえば名簿に載つております者五人という要件をお設けになつておられます。ところが、名簿は提出できてもその団体は確認団体にはならないわけでございます。そういう割り切り方をするののも一つの方法だと思つております。

これ以上申し上げますと、何か社会党の案にけちをつけるように受け取られて私も困りますので申し上げませんけれども、けちをつけているのではございません。私どももベストだとは思つておりませんので、どうかひとつ各党で御相談をいたして、適当な方法で適当な時期に皆様に御納得いただけるような結論をお出しいただけるならば、原案を考えました者としては何ら不服を申し上げるというつもりはございません。

○渡辺(三)委員 この問題だけやっておるわけにまいりませんので、後で時間があればもう少しいまの問題に触れますが、次に、選挙運動の問題について御質問を申し上げたいと思ひます。

選挙運動のあり方については、ずいぶん細かい点まで質疑がございました。これは当然です。新しい制度でありますから、一体どこまでどうやるのだというふうな点を徹に入り細にわたつて質問するというのは当然なことでありまして、私はずつと一貫して聞いておりましたが、あれでもまだ質問は言い尽くされていないというふうな感じを持つておるわけでありまして。調べれば調べるほど、ますます、この場合どうだろうか、あの場

合どうだろうかというふうな疑問がいろいろあります。

そこで、そういう細部の点については時間を見ながら後で触れるかもしれませんが、一番大きな問題は、個人本位の選挙が政党本位になるんだ。したがって、今度のいわゆる比例代表制の中で、政党が候補者になるという表現はおかしいのですが、政党を書くわけですから、その政党が名簿に登録する、つまり候補者、この個人の候補者としての選挙運動は一切なし、この点が一番議論になった点だと思います。わが党案と自民党案もそこは非常に大きい違いがございまして、名簿登録者自身が何にもやれないというふうなこのやり方、そして確認団体といいますが、政党がそれにかわって、しかも、これは選挙法上の非常な制限がありますけれども、運動をやる、こういうふうなやり方で、本当に国民の選挙に持つ期待といたしますか、そういうふうなものが満たされるのでしようか。この点は繰り返し議論をされましたが、どうでしょうか、本当に考えていただいて。

○松浦参議院議員 いままで、終戦後行われてまいりました選挙がすべて個人本位の選挙でございまして、政党本位の選挙に変わるということについて若干の戸惑いがある方が出てくるだろうということについては、私も否定をいたしません。しかし、この制度の周知徹底を図りますならば、有権者一人一人がどの政党の政策を望んでいるかという形において政党名を書くという投票になりまして、こういう問題については非常に理解の早い日本国民としてはすぐなれていただけるのではないかと、こういうふうな考えておるのでございます。

論的にあり得ないのでございます。松浦功と書いては悪い、これは幾らやってもせんないこと、むしろ邪魔なことでございます。私がやります場合にも、あくまで自由民主党に入れてくださいというところが今度の選挙運動になるわけでございますから、個人のいわゆる昔の観念における選挙運動というものはあり得ない。そのことは社会党案でも明白になっておるはずでございます。社会党案でも候補者個人に選挙運動はお認めになっておりません。ただ、ピラを何枚にするか、無料はがきを何枚にするかということについては、名簿登録者一人につき何枚、それを党の選挙運動の方策として認めます、こう書いてあるわけでございますので、そここの区分だけはぜひ御理解を賜りたいと思っております。

○渡辺(三)委員 ちょっと細かいことをお聞きしますけれども、七月三十日に行われました調査特別委員会の議事録、ここで選挙運動についていろいろ質疑が交わされております。そこで、いま松浦先生が御答弁になっておる中で、たとえば選挙のやり方、態様ですね、この中でわが党の佐藤委員の質問に対してお答えをいただいております。この中で、来る何月の何の選挙において社会党なら社会党とお書きください、こう言うことは明らかに特定の選挙に投票依頼をする目的を持ったものであるから、これについては選挙違反になるのではないかと、この趣旨の御答弁がございました。しかし、私は立候補予定者でございまして、こういうふうなことで顔を見せ、私はこういう政策を持っておりますと言う分については何ら違反にはならないのではないかと、選挙運動の態様についての非常に細かいやりとりなわけです。こういうことを言われておりますが、しかし、理屈としては私はわからないこともないような気がいたします。けれども、こんな選挙運動はあるのでしょうか。

これは、松浦先生も大変苦勞されてあの選挙を戦ってこられた、われわれも、参議院と衆議院の違いはありますが、選挙運動をやって支持を得て当選をしておるのですが、いま言われたような形の選挙運動というものは一体あるのだろうか。たとえば、私は立候補予定者でございまして、よろしくと頭を下げた、そうすると、集まった人から何の立候補者なんだ、こういうふうな聞かれた場合に、いや参議院の立候補者でございまして、しかし、今度は、全国区の場合、政党は名簿登録者をずっと持っているけれども、投票は政党にやってもらうのですという説明を当然するわけですね。しかし、その場合に、質問をされれば、来年なら来年六月に行われる参議院選挙の名簿登録予定者です、あるいは立候補予定者です、こういうふうな言わなければ相手は理解できないのじゃないでしょうか。それから、たとえばその選挙というものは六月にあるのだと、こういうふうな回答しなければならぬのじゃないだろうかと思は思ふのです。みずから、私は社会党から指名を受けて名簿登録者に入る予定候補者でございまして、ここまではいい、あるいは社会党をよろしくお願ひしますと言うのはいい。しかし、何の予定候補者なのか、何の登録者なのか、その点みずから言えれば違反になるということならば、人から何だと聞かれて説明した場合も違反になる、こういうことなのではないかと、この点どうでしょう。

○松浦参議院議員 まことにむずかしいお尋ねでございまして、お答えに困るのでございますが、私の経験からお答えを申し上げたわけでございます。はつきり申し上げて、一体選挙運動とは何かということになると、これは今度の比例代表で言え、それぞれの党の獲得する議席を多くするたためにする有効なあらゆる行為を言うのだ、こういうことになるのだと思ふのです。したがって、何月何日に行われる何選挙において何党に投票してくださいとまではつきり言え、一般論として、法律の解釈としては選挙運動だとみなされますよ、したがってそれが事前であれば事前運動になる可能性が出てまいります、こういうことを申し上げました。しかし、先生もそのことは十分御承知の上で、具体的にこの場合はどうだ、あの場合はどうだとお尋ねになっておるのだと思ひますけれども、それは周囲の事情、状況それから客観的に見てそういう投票依頼の意思が認められるかどうか、こういったことから判断をされることだと思ひます。

たえばいまお尋ねの点で、私は今般自由民主党から選挙の名簿登録予定者として認定を受けた松浦でございまして、どうぞよろしくお願ひします、これは本当の政治活動、顔見せあるいは顔み行為、こういったことになるだろうと思ひます。しかし、先生の言われているように、じや、いつの選挙だと言われたら、それは来年の選挙ですと言ったって、これは別に故意に得票を得るために言ったというふうには認められないだろうと思ひます。しかも、今度は政党本位の選挙と選挙区選挙、個人本位の選挙とが一緒になるわけでございますから、その辺の判定というものはますます境がむずかしくなってくるだろう、こう思ひます。ただ、公の場でございまして、余り軽々しく物を申し上げて、私が言ったとおりにやたらつかまっちゃった、困るじゃないか、こう言われても私の方が困るわけでございます。その辺はひとつごしんしゃくをいただいて、御理解を賜りたい、お願ひ申し上げます。

○渡辺(三)委員 余り細かいことを聞き過ぎて申しわけないのですが、私がいま一例を出して聞きましたのは、別に重箱の隅をはじくるようなつもりで申し上げているわけじゃございません。個人本位の選挙から政党本位の選挙に移る。しかし、一般の選挙民はこれはすぐになれるというふうにおっしゃいますけれども、そんな単純なものじゃないと思ひます。名簿に登録される人の名前前といふか、あるいはその人の人物、これはやはり非常に大きな影響力を選挙民に与えるだろう、こういうふうな私は考えます。しかし、残念ながら、それは松浦先生おっしゃる通りに、わが

党の案もこの選挙運動の個人の問題についてはおまかせし、日本社会党なら日本社会党というものに投票する、あるいは自由民主党に投票する、それはわかります、今度の選挙制度としては、しかし、それであるにもかかわらず、たとえば十名なり二十名なりその党に登録される名簿、それらの人々個人がどういう経歴を持ち、どういう考え方をもち、どういう実績でこの日本社会党の政策を遂行しようとしているのだろうか。政策はもちろんですけれども、しかし、それをその人は国会議員という資格を得た段階においてどこに重点を置いて、たとえばわれわれの地方の問題あるいは国全体の問題のどういう政策に重点を置いて活動してくれるのだろうかというの、やはり選挙民としては非常に大きな関心だと思えます、そうでなければならぬと私は思っていますね。そうなるまでまいりますと、この名簿に登録されている、つまり候補者、こういう人々がどういう姿をしてどういう顔をしてどういう人柄なのかというのをやっぱり知りたいたい。これは、単に政党だけに関心を持つというわけにはいかぬと思うのです。

そのことを、今度行われる選挙運動の中で、これはわが党案も含めて大胆にお答えいただいてよろしいと私は思うのですけれども、その点で問題がないのだろうかというふうな気がして、どうも質疑応答をずっと深めてまいりますと非常に大事な点じゃないのかなというふうに私は思うのですから、そういう点でお聞かせ願いたいのですが、いまの問題についてどうでしょうか。

○松浦参議院議員 今度の制度では、名簿に登録された者の経歴なりあるいは顔見なりあるいはどんな顔をして、公営によります選挙公報、テレビ、ラジオ、新聞広告、こういったものしか今回の制度では認めておられないわけでございます。しかし、政党の政治活動は、選挙期間中を除いては、これは全く自由でございます。また、政治家

になろうとする者あるいはすでに政治家になっている者も、政治活動は全く自由でございます。そういう意味で、仮に私個人が名簿登録者の一人として決定していただくことがあったとしたしますならば、これは党の指示に基づいて、党の計画に従って恐らく相当の期間各県に私の顔を見せ、私のこれまでの支持者にこれからどうしていかというところをお話をするという政治活動を徹底的に展開すると思えます。選挙期間中に入れば、今度は地方区の方の応援に回る、あるいは政党の、確認団体の政治活動の中で選挙区選挙運動を認められておりますので、拡販車の上で全国を遊説をして回る、あらゆる方法が法的には可能になっておると思うのでございます。そういう活動をするにやらないと、有権者の皆様方とのつながりはつけていけないと思えます、また、つけるように党がそれぞれの名簿登録者に対して計画的な指示をお与えいただけるものだ、こういうふうな考えをお聞かせいたします。

もちろん、さらに機会が多くなるように、社会党案のようにもう少し自動車を使えたらどうか、はがきを認めたらどうか、これも一つの考え方だと思えます。しかし、この問題につきましても、先ほど来申し上げておりますように、いまここで十方枚と言っておられるのは結構です、自動車一台というのは困ります、こういう形で私もお答え申し上げる立場にございせんこと、このことだけを御了解いただければ幸せだと思えます。

○渡辺(三)委員 次に、供託金の問題についてちょっと御質問を申し上げたいと思えます。供託金の上げ幅が非常に高いのじゃないか。しかも、額が高いだけじゃなくて、今度の場合には当選者掛ける二、それ以下の分については没収というふうなことになるから、そういう関連でもって倍というのは非常に高いという議論がいろいろ出されました。答弁の中では、七年間もたつておいて、そして物価も変わつておるのだから一回見直すというふうなこともあつたのだから倍は高くない、こういうふうなことが答弁との間

にずいぶんありましたが、しかし、制度そのものが根本的に変わるわけですね。政党選挙になり、そして当選者を相当出したところでも倍以上の人数分については没収というふうなかつたことになるのだから、これは理屈はおかしいじゃないかというふうな言い方もほかの委員の先生方からはございました。

これについては、私もたまたま一・五倍というふうにしておりますのは、そういう全体的な勘案の中で、倍にするということになると余り金のない政党は非常に困るというふうな考え方がある、あるいはそれはそうたくさん当選者がとれるような政党でないところは非常に金ばかり取られる。頭から供託金を高く積まなければ、たとえば十名であれば四千万とよく言われますけれども、こういう関連で、金額の問題は決して等閑視するわけにはまいらないというふうに私は思うのです。

この供託金の説明の中で、大きくは二つ言われてきたのだと思うのです。一つは、公営費用の一部を負担するという考え方がこの中にあります、それからもう一つは、泡沫候補の規制、こういうことが供託金の考え方の中にはあります、こういう御答弁だったと思えます。

後者の方の泡沫候補という考え方、いま新しい改正案として出されておりますところの制度の中で泡沫候補と出されているのはどういう方々を指して言われているのか、その点、私は非常に疑問なんです。お聞かせいただきたい。

○松浦参議院議員 政党らしい政党と言われるような政党は新しい制度のもとでどの程度の当選者数が得られるかという、それぞれの党の勢力といふものについてある程度の御理解をいただいておりますものについてお聞きします。したがって、そういう政党が予定数より二倍を超えて候補者を出してくるというふうなことになる、いかに名義名義的であつてみたり、その他の理由と絡みついて奇妙に見える点が出てくるだろう、そういうものを私は泡沫候補に置きかえて考えたわけでございます。

ます。したがって、一人しか当選する可能性のないところが二十五名立ててくるというふうなことになる、いたずらに選挙が混乱する、有権者にわかりにくくなつてくる、こういう問題も起こるのじゃないか。そういう意味で、何と申しましようか、泡沫名簿登録者というふうな理解をいただくのが一番早いのでございましょうか、全く当選する可能性のない方というふうな御理解をいただくのが一番早道ではなからうか、こんな気持ちでおります。

○渡辺(三)委員 ちょっと私はまだわからないのですが、たとえば今度の新しい法案の中でつけられた政党要件ですね、そういう政党が何人かの候補者を登録する際に、その政党に対する魅力あるいは政策に対する賛同、こういうことは当然でありますけれども、先ほど来私も申し上げましたように、それだけではない、そういう政策を掲げ日常活動を行ってきた政党が、それにまさるふさわしい候補者としてだれを登録したのだろうかというものが選挙民の重大な関心だと私は思っております。そうなるまでまいりますと、そういう言い方が果たしていいのかどうかかわりませぬけれども、いままで俗に言われてきた泡沫候補的な人を名簿に載つていくわけがない。そんなことをもししたら、その政党というものはまことに国民を侮辱したものだ、あんな人間を抱えている政党にだれが投票するかというふうな逆になつていくのじゃないでしようか。そういう意味では、名簿に登録される候補者というものはその政党の責任において非常に吟味されていくだろう、私はこういうふうなふうに思ふわけなんです。したがって、表現が泡沫候補という言い方になりましたから適切でないのかもしれないけれども、私は今度の改正案による選挙が行われるとするならば、名簿に登録される候補者というものはそういうものだろうというふうな考えをしておりますので、この泡沫候補というのにはどうも奇異に感じてならないわけなんです。どうでしよう。

○松浦参議院議員 私が答えを申し上げております。

ますのは、いわゆる個人選挙の場合における泡沫候補というふうな意味で申し上げておりません。名簿には当然各政党りっぱな方を並べられると思ひます。しかし、二人しか当選する可能性がないというふうにお考えになられて二十五人お載せになるといふような政党が出たとすると、二十人ぐらひはまず当選する可能性は現実の問題としてないわけでございます。もう確率がゼロに近い、そういうものを名簿に載せておる。そういう人たちが泡沫候補と並ぶものとして考えていいわけじゃないかならうかというふうに申し上げたわけでございます。決していまの個人選挙の場合における泡沫候補を各党がお載せになるなどということをお願いしておられません。数をたくさん載せるといふことによつて選挙が混乱をする、有権者にわからなくなる、こういう形にならないように、そういう範囲を超えたものは泡沫候補と同じような取り扱いをしていいのではなからうかという考え方で当選者の二倍というところに没収点を設けた、こういうふうにご理解をいただきたいのでございます。

○渡辺(三)委員 そうしますと、言わずもがなかもしれませんが、念を押してお聞きしておきたいのですが、一つの政党がそれだけの實力もないのにたくさん候補者を名簿に登載されたのはとてもじゃないけれどもたまらない、混乱を起す、だからそうできないように供託金を倍に上げた、当選者の倍以上にはみ出したものについて全部没収する、こういう手段でもってその名簿登載の数を制限する、このように確認してよろしいのでしょうか。

○松浦参議院議員 供託金を倍に上げました問題とこの問題とは結びつけないでいただきたいのでございまして、たまたま五十年に改定したものから七年たつておりまして、もう改定をする時期ではなからうかというところでいじつただけでございます。本制度とは全く関連なく付随的にやつたものというふうにご理解をいただいて結構でございます。したがって、五十年に三・三倍に上げて

おりますので二倍程度はやむを得なからうかと私も考えたわけでございます。社会党さんのお考えになつて一・五倍というものを否定するなどという考えは全くないわけでございます。

ただ、二倍という制限を設けましたのは、個人選挙の場合のような没収点の定めようがございせん。そこで、一体名簿登載者の何倍に切るかというところになつた場合に、まあ一番常識的な数字が二倍じゃなからうかというふうに決めたわけでございます。これについても数字的な根拠はないわけでございます。先生がおっしゃられたように、四百万に上げないで二百万にとどめておいたままにしまつても、いまと同じように名簿登載者の数がある程度制限するために二倍という制限を設けたのじゃないかという考え方は成り立ち得ると思ひます。あつて、私は否定をいたしません。それが何よりの証拠としては、新聞広告にしてもラジオにいたしましても名簿登載者一人当たりということ、数に比例するとは書いておりませんけれども、名簿候補者の数に応じて決めると思ひます。二倍という制限が五十人名簿に載せたとすると、もう政見放送の時間ばかりになるわけでございます。こういうことが一体選挙の公正なりあるいは経費の効率的な使用なりという面から本当に適当なんだろうかとこのことを考えた場合に、やはり一定の制限をかけるということが至当であらう、こういう考え方でのこの制度を設けました。御理解を賜りたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 それから、ちよつともとに戻つて申しわけございませんが、選挙運動の中でもう一つだけ聞いておきたいと思ひますのは、これもこの前議論されておりましたのを伺ひしておつても、私は私なりの一定の考え方があるのですけれども、たとえば今度の改正案でも許されておる公報とかその他の文書、これはその政党が登載する人数に応じて大きさを決めていく、こういうふうな問題がありますね。これはやはり小政党にとつ

て非常に不利ではないか、こういうふうな意味でのいろいろ御意見がありました。しかし、それは具体的にこれからどういう規格になつていくのか、今後の問題だと思ひますけれども、何かこの前の御答弁を聞いておきますと、そのニュアンスとしては、たとえば二十名を名簿に登載した政党、あるいは五十名を登載した政党、あるいは極端に言つて五名しかしなかつた、十名ですか、十名なら十名しかしなかつたというふうな場合に、その人数に応じてまるつきり大きさを決めていくというふうなお考えなのかどうか。どうもそういうふうなちよつとこの前の答弁が受け取れましたので確認をしておきたいと思ひます。

○松浦参議院議員 人数に全く比例させるかどうか、今後検討していく問題だと思ひますけれども、少なくとも多いか少ないかによつて段差をつけていくということは当然考えていくというのが法律の考え方でございます。

具体的にどう決めるかについてはまた各党間でよく御相談をいただいて、政令なり命令を定めていただきたいものだといふふうにご考えております。

○渡辺(三)委員 ある一定の差が出てくるだろうということは私も否定はしません。それから、たとえば同じ公報でも、その党の考え方、政策を述べ、そしてその中には当然、登載された候補者名簿といふものが、それが載るわけでありまして、たとえば十名載せる政党と五十名載せる政党では、それだけでも非常に大きなスペースの差が出てくるというものは、これは当然なんですけれども、しかし、その数多くの人の名前を出した、いわゆる名簿の登載者を出した政党と出さない政党が仮に相当極端であつたとしても、私は、一つの政党として日本の国政に対する考え方というものは、やはりほぼ同じような新聞なら新聞のスペースが必要だと思ふのです。たとえば十人しか国会議員を持つておらない政党であつても、やはり国政全体に対する一つの政策、考え方、これは党派である以上は、そういうふうな考え方と、たと

えば自民党さんのように政権与党である非常に大きな政党であつても、国政に対する考え方、政策というものは字面というとなんに違つたものじゃない。そうすると、登載される名簿が多いか少ないかによつてつゞき差は当然であるけれども、そうでない部分についてはそんなに大きい差があつていいものではない。ふうには私は考えない。ましていれんや政党選挙になるわけでありまして、その点はちよつと具体的な過ぎるかも知れませんが、けれども、お考え方をこの際確かめておきたいと思ふ。

○松浦参議院議員 政党らしい政党として名簿を提出した政党はすべて同じ条件でいいじゃないかというの私も私は一つの考え方だと思ひます。渡辺先生は段差をつけることには反対をしておられな。たとえば五人名簿に載せたところと二十五人載せたところでは、候補者はこういうのが載つておりますよということを選挙公報に書く場合でも、これはスペースが違ふのはあたりまえでございます。放送でもそうだと思ひます。そういう意味で差をつけておるわけでございます。本来は、政治活動というもののについても選挙運動についても、党本位の選挙であつたならばこれは平等であるというのが一つの考え方だと思ひます。しかし、今度の選挙は政党名を書いて党に投票する選挙ではございませんけれども、いわゆる候補者は政党ではないのでございます。候補者は名簿に載つた者でございます。そういうところがはっきり政党だけなんだということに割り切れない、そういう要素が残つておるためにこういうふうになつてくるということだと思ふのでございます。

○渡辺(三)委員 そのところは、特に今度の新しい改正案によりまして、そういう形での選挙が行われた場合に、大政党、単に政党本位じゃなく大政党本位だ、やはりこういうふうな批判が相対でございますから。そういう問題については、選挙運動の具体的な対応の場合でも、いま言った公報のスペースの問題なども含めて、あるいは政党要件の緩和の問題についてはこれは基本的に

議論をしましたからまた繰り返しませんけれども、そういう万般にわたって私はやはり十分な配慮というものが行われたい、いま現在非常に大きい政党だけが永久に非常にいい立場で選挙ができる、つまり言葉で言えば、党利党略の選挙法じゃないか、こういうふうな批判もそういう点からも出てくる可能性があると思います。ですから私は、そういうふうな問題についても十分、今後、まあこれらの問題は規則で決められるのですか、命令で決められていくと思いますけれども、そういう際に、発議者、立法者の趣旨というものを十分に反映させてもらわないと、ここではそういうふうな答弁があった、しかし実際今度形をなしてあらわれてくる場合にはうんと違っておったんじゃないか、その点は明確に確認をさせておいていただきたい、こういうふうに思うわけです。

ところで、だんだん時間が迫ってまいりましたので、ここでひとつ考え方を聞かせてもらいたいというふうに思いますのは、衆議院の本委員会での審査が始まってから、私はできるだけ謙虚な気持ちで各党の委員の方々の質問を聞いておりました。それから、もちろん冒頭申し上げましたように、発議者の先生方あるいは政府委員の方々の答弁を聞いてまいりました。

(委員長退席、片岡委員長代理着席)

それから、きのうは非常に貴重な意見だったと思いますけれども、参議院全国区選出の方々をわざわざ呼んでいただいて、そして参考人の意見も聞かせていただきました。さらに中央、地方の公聴会、これも間接的ではありますけれども、そこに出席した有識者の方々が今回の改正案についてどのような見解を持って、どういう意見を述べられたか、これらだけでも正確に知りたいという立場から、間接的に調査をさせていただきました。これは非常に参考になりました。

その中で、これまで私どもが見落としておったと思われるような重要点も改めて幾つか出てきたというふうに私は考えておるわけなんです。もう

ちろん、社会党は参議院でわが党独自の改正案を準備をしまし、これは残念ながら否決をされました。しかし、いまでも私は、わが党が提起をしたあの改正案は、大変失礼な言い方ではありませんけれども、いまこの場で自民党案を審議しておりますけれども、それよりはわが国の政治の現状に照らしてよりすぐれておるのではないかな、こういうふうな確信を持っております。ですから、もしも、それに必ずしもこだわらないで、いま申し上げましたように、本委員会開始以来いろいろの方々から出された意見で傾聴すべき点については、やはり衆知を集めてそういう意見を反映させたものに、特に選挙法の場合にはやっていかなければならないのじゃないか、こういうふうに思っておりますのであります。ですから、わが党は改正案を出してまいりましたけれども、私はきょうの質問の中でも必ずしもそれにこだわらないで、少し自由な立場から物を言い、意見を聞かせていただいたわけでありました。

そして、これは久野委員長を初め発議者の方々も、何人かの先生方の質問に対して、その点は非常に重要だと思つて、ですから慎重にひとつ検討して、いいものに仕上げていっていただきたいという趣旨の答弁、あるいはこれは重要な課題であるから理事會にお諮りをして検討する、こういう問題がこれまでの質疑の中で幾つかあったと思うのです。時間の関係もありますから、一項目、一項目、私はここで確かめようとは思いません。しかし、これは発議者の皆さんも、すでにこの委員会の中でどういう問題点に対してどういふ答弁をしたかなというところはもう十分に御存じのほうでありますから、私は細かに一項目、一項目、申し上げませんけれども、そうした問題点についてはひとつ謙虚に受けとめて、私は時間がありませんけれども、そして直すべき点は直す、こういうふうなお考えがあるのかどうか、この点承りたいと思うのです。

○松浦参議院議員 私どもは法案を作成する作業に従事し、議員の資格において提案者となったものでございますけれども、私どもは自由民主党に所属しておる議員でございますので、自由民主党の党議決定を得て提出した案でございます。したがって、私どもは、現在考えられる案の中ではこれだけいいだろうという自信を持って御提案を申し上げております。しかしながら、繰り返して申し上げておきますように、これがベストであるとし、上げたことは一度もございませぬ。いい案があり、なお各党で合意ができるというような状況のものでございませぬならば、それは当然に問題点として取り上げられることは差し支えないものと思ひます。

ただ、御了承いただきたいのですが、党議決定によって決めたものでございませぬから、修正をする部分についてはもう一度党議で修正の御了解を得るという手続が必要でございませぬ。したがって、私がこの場で、こういう修正に必ずしも、こういう修正には応じられないというような答弁をする立場にないことを御了承をいただきたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 いろいろ松浦先生なら松浦先生のお立場はわかります。しかし、これだけわかれわかれの立場からこの新しい、しかもきわめて国民全体のまきに利益に直結するこういう重要な法案を審議をしておいて、そして公聴会も開く、あるいは参考人もお呼びする、そしてまた時間をかけてわれわれがあらゆる角度からこういう問題を議論する、そういう中で、たとえば自民党の党議決定というのはいくらでも、しかも提案者の立場も私はわかりますけれども、そこで、なるほどこれは気づかなかつたけれども、野党の諸君が言うのも一理ある、そういうふうにした方が国民のためにいいのかもしれないというふうな問題点があれば、これはやはりそのための法案審議なんですから、そうでなければ、中央公聴会、地方公聴会を開くところがあるいは参考人と呼び出さうが、これは単なるセレモニーになつてしまふ。うが、これは単なるセレモニーになつてしまふ。うが、これは単なるセレモニーになつてしまふ。うが、これは単なるセレモニーになつてしまふ。

立場に対しての理解ができた、あるいは確かにこういう点がよりすぐれておるといふ納得ができなければ何らかの形でそれが法案にも反映されたいかなければ、国会審議というものは実のあるものにはならぬと私は思ふのです。

そういう点からすれば、これは発議者でありましてこの金丸先生やあるいは松浦先生だけを私はここで責めようとは思つておるわけじゃありませんけれども、そういうものが生かされるためには一体どういふ方法があるのか、自民党の発議者の皆さんはどのようにしていかれるのか。たとえば松浦先生いまおっしゃいましたが、党の役員とか機関とかそういうところで決めたことであるのでその了解を得なければというふうな趣旨の表現だったと思うのです。そういう方法も一つあります。しかし、より現実的にはたとえ各党の皆さん、代表が出ておられる理事會なら理事會の中でそういう点、問題を整理して、そこで十分に議論をして煮詰められるものは煮詰めて、直すものは直していく。あるいはいろいろの制約があつて法文をそのまま修正できないとすればどういふ方法がそれにかかわる手段とあるか、そういう点も含めてひとつお考えをいただきたい。いま久野委員長がちょうどおかわつておられますから、久野委員長が私の質問が終わるまでの間に、お聞きなさいと思うのですが、どうでしょうか。

○松浦参議院議員 当委員会において十分慎重に御審議を願いたいということを繰り返して御答弁申し上げております。このことは、さらにきみ砕いて言え、各党で御相談をいただいて意見の一致が見えるようなこの案以外にいい案があるならば、それは取り上げていきたいと思います。ただ、私どもが言ったからといってこれで決まるわけじゃなく、わが党の手続としては当然党議にかけて案を變更するという了解をとるということが前提になるだらうというのを申し上げて、提案者にはここで直ちに修正に必ずしも応じないとかいふ権

限は残念ながらございませんといいことをつけ加えて申し上げておるにすぎません。

○渡辺(三)委員 それではどういふ言い方でもう少し確かめた方がよろしいか。角度を変えて聞きます。

いままでずっとこの調査特別委員会の衆議院段階で審査を続けられてまいりました。その中で自民党の立場は立場としてありだと思ふのです。改正案を出しておられるわけですから。しかしそれだけじゃなくて、この出された改正案に対していろいろな角度から御意見が出されておった。そういう中で、この問題は確かに検討に値するな、こういうふうな思われた点でございますか。全くないでしょうか。どうですか。

○松浦参議院議員 私どもも相当長い時間をかけて検討したものでございますから、これは直さなければならぬと思われるようなものはないと思いません。しかし、並べてみてどちらがいいのかなというふうに迷うような問題点は、二点あるような気がいたします。

○渡辺(三)委員 迷うような箇所はさらに吟味しないと、本当にどっちがいいのかということとはわからないのじゃないでしょうか。選挙法ですから、これからやってみなければわからぬと言えども、それまでですけれども、いまわれわれがこの段階で考え得る、そういう範囲内でこういう意見もあった、わが方はこういうふうなことを出しておる、しかし確かに出てきた意見もこれは十分に考えてみないという方よりいいかもしれないよという点に疑問という意味だと私は解釈する。そういう点はどういうふうに処理されますか。やはり松浦先生繰り返しおっしゃるように、党に持ち返ってそこで検討してみなければならぬ、こういうことなんでしょうか。どういふ意味ですか。

○松浦参議院議員 私が申し上げておりますことを御理解いただけないのは残念でございますが、当委員会の代表者の方で、自民党も含めて各党で御相談をいただきたい、そういう意味でございます。

ただし、修正案というもののについては、当然党議決定を要するということになるわけでございいますから、その手続だけは必要な事情は各党とも全く同じだと思ひます。

○渡辺(三)委員 委員長、いまお聞きになったと思ひますけれども、そういう点について、しかも新自連の方からは正式に修正案の提案説明が先はど行われました。残念ながら共産党は直接提案説明はされませんでした。文書では正式に修正案が出されております。それから、私も、いままでいろいろな角度から自民党案とは違った形で御意見も申し上げました。そういう点をすべて取り上げろというふうには言ひたいと思ひますが、十分検討されなければならぬのじゃないか、こういうふうには思ひます。その点、これは大変申し訳ございませんけれども、いま久野委員長がいられませんか。委員長代理から考え方をちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○片岡委員長代理 久野委員長がお話しになるお尋ねのようですが、いずれにしても、もし修正案として御希望なら、その党としてお出しになるのが普通じゃないですか。だから、それをお出しになることは、それぞれの党で考えてお出しになるということなんでしょう。それによつても、いま理事会などで諮る問題ではないような気がするのですが……。

○渡辺(三)委員 委員長、それはちよつと違ふのです。たとえば、いままでの審議の過程でもいろいろ意見を申し上げました。この取り扱ひの問題についてはさらに理事会の中で協議をして説明したい。修正そのものになるかどうかかわりませんよ、そういう意味だけではなくて、理事会で各党派で十分に協議をしてこの問題についての考え方をまとめましょう、こういうふうな答弁が何か所かありますからね、今回始まつて、本調査特別委員会で審議の議事録を追つて整理をしますと。そういう点については理事会で十分におやり

になるのだというふうには私は理解をする、そういう意味で聞いているのです。

○片岡委員長代理 委員長が来られてからにしていただきます。

○渡辺(三)委員 それでは、いまの問題は委員長がお見えになってから最後にお聞きをすることにいたしました。若干の点、まだ質問を残しておりますからお伺いしたいと思ひます。これはきわめて事務的な問題だと考えましたので、事前に自治省の方にもお尋ねを申し上げたのでありますけれども、その後さらに調べてみますと、私どももまだ十分に納得できない点がございますので一つお聞きをしておきたいと思ひます。これは、投票記載所の氏名等の掲示の問題であります。これは、「参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、いずれの掲示の掲載の順序も同一となるように、都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、云々と書いてあります。この「いずれの掲示の掲載の順序も同一となるように」というのは、現行法と違ひますか。現行法を踏襲した形なんですか。

○三宅参議院法制局参事 お答え申し上げます。いま御質問の点は、百七十五条第二項の、掲示の掲載の順序の問題でございますが、参議院比例代表選出議員の選挙にありましては、いずれの掲示の掲載の順序も同一となるように、都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとにきつて定めるといふことの点であると思ひます。この「いずれの掲示の掲載の順序も同一となるように」といふのが現行法とどう違ひかという点がございいますけれども、個人本位の選挙制度でございますので、現行法とは多少仕組みは違ひますけれども、現行法でございましては氏名等の掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとにきつて定めることになっておりまして、都道府県の中では、各市町村の投票所ですべて同じになるわけでございます。それと現行法と同じたてまえでございます。いまして、この「掲示の掲載の順序」につき

まして、都道府県ごとに都道府県の選挙管理委員会がきつて定めまして、都道府県の中では、いずれの掲示の掲載の順序も同じになる。市町村によつて違ふということではなくて、一つの都道府県、和歌山県なら和歌山県の中では、どの投票所でもその掲載の順序は同一になる。基本的な仕組みは現行法と同じ考え方でございます。

○渡辺(三)委員 それで、いま御説明がございましたが、「いずれの掲示の掲載の順序も同一となるように」というのは、たとえばいま和歌山県の場合をおっしゃいましたけれども、掲示は、今度は政党的な名前になるわけでしょうか。

○松浦参議院議員 百七十五条の一項をごらんいただきますと、投票所内の適当な場所に張るものと記載台の上に張るものと二つがあるわけでございますが、それがいずれも政党的な名前が順序が違つちやいけませんよ、こういう意味でございます。だから、同じ府県の中で、たとえば社会党と自民党と二つ出ておつて、くじ引きをしたところが社会党が一番で自民党が二番だといふ場合には、記載台にも社会党が一番であり、記載台以外に張る場合も社会党が一番である。記載台以外に張る場合には、社会党的な名前のほか、候補者名に載つておる候補者の名前を書きなさい、こういうことになるわけでございます。現在の考え方とは変わつておらないということでございます。

○渡辺(三)委員 いまの問題はわかりました。時間がもうないのですけれども、委員長がおいでにならぬと先ほどの答弁がございせんね。まあ、わずか一間でございますし、まだ二、三分残つておりますけれども、じゃその問題は、わが党に残つておる質問者がおられますからその方に質問をしていただくか、あるいは私自身がこの問題について、ほんの二、三分で終わると思ひますけれども、久野委員長が来られた段階でお伺いするか、この判断は委員長にお任せをして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○片岡委員長代理 中井治君。

○中井委員 発議者の方も、連日大変御苦勞さまでございます。

参議院の審議におきましては、前にも申し上げましたように、なかなか中身に入らずに憲法論議に終始した。衆議院にこの法案が回つてまいりましてから、私もこの憲法論議は余りやらずに中身の問題をやる、こういうことで審議を進めてまいりました。各党も大体中身の問題について熱心に御質疑をいただき、発議者の方も誠実に御答えをいただいていると私は思います。その中で、大体各党同じようなところに問題があるのじゃないか、こういう形で問題点が浮き上がってきたような感じがするわけでございます。

きょうの総理は何にもお答えできない立場であつたと思つておりますが、きょうの昼からの発議者の御発言を聞いておると、従来より、より柔軟に各党間の話し合いということをおつしやつておるようには私は理解をいたします。先ほども各党間で、時期、方法、これはいろいろあるだらうけれども、話し合いをしていただければ発議者としてとかくは言わない、こういうことであつたと思つて、それをひとつ、私も残念なことにこの法案に反対ということでありまふけれども、確認をさせていただきたい、こんなふうに考へます。

ただ、わが党の対応等申し上げたいわけでありまふが、公聴会、参考人等で、あるいは各党間で一番議論となつております政党的要件の緩和ということ、先ほどの御答弁にありましたように、私は、あの数字をどうこうするということとはまふ法体系上の問題ではないのじゃないか、こういう気もいたしますし、逆に言えば、これから無所属で出たいと考えておる人あるいは無所属を選びたいと考えておる有権者から見ての問題であらうか、このように理解をいたしております。

私どもも反対の中で、党内でこの法案について何回も何回も勉強会をし、議論をいたしました。私どもが問題といたしておりますのは、この法案が、反対であるけれどもも実施されたときに、

法体系として本筋に一本筋が通つたものになつていだろうか、あるいは現行の法体系にきちんとなじんでいつていだろうか、こういった点から問題点を挙げてまいつたわけでございます。

そういったことを考えますと、私は、重要なポイントとして一つは、同じ条件で選挙をやらなければならぬ政党的要件をかなえた政党が、この法案の中で金銭の大小、あるいは地方区の候補者を保持しておるか持たないかという形での選挙戦の有利、不利という形での差がある、平等な選挙とはなかなか言いにくい、こういう感じが一つございます。

それからもう一つは、政党を信頼して政党に投票したくという大変大きな変革をする割りに、片一方で政党を信頼をしない罰則の制度であるとか、供託金を出すということ、こういったことがあつて思ふのであります。

それで、発議者にお尋ねをしたいのは、こういった私も問題点であると考えている点、各党間で話し合いというものの中に当然盛り込まれても、発議者としては別に御異議はない、このようにお考えになつておると了解していいかどうかという点でございます。

○松浦参議院議員 全く先生の御指摘のとおりでございます。御主張いただいた点については、私は一つの見識であるということとを各項目についてお答え申し上げておりますので、その案をとるかとならないかということにつきましては、各党間で意見の一致が見られれば、この場合においては、いさか処理がなされて差し支えないものではなからうか、こういうふうに考えております。

○中井委員 もう一つ御確認をさせていただきます。

それは、新聞広告あるいは政見放送あるいは公報、こういった問題の実施のやり方については政令で定めるといふこととありますが、過般、社会党の佐藤議員から、各党間の話し合いという御提案がございました。私も過般の質問で、委員長に重ねて話し合いを持つように御要望いたしました。

た。これらの点も、政令をつくる前に各党間の合意を見る、そしてこの政党選挙という新しい形の中で、国民にどうわかりやすく、どう理解していただくやうく、あるいはより選挙というものが実りあるやうにやられるか、こういう話し合いがでるのを待つて政令化をしていく、こういったことで発議者もよいとお考えになつておるかどうかをお尋ねをしたい、また自治省の方からも御見解を賜りたい、このように思ひます。

○松浦参議院議員 この問題につきましては、これまで先生がおつしやられるやうなやり方を用いておるやに何つておられます。政令、命令を定めるのは私どもには権限がないわけでございまして、私どももそういう気持ちで自治省に政令、命令を定めてもらいたいものだということを日ごろ申し上げておるところでございます。

○大林政府委員 選挙運動の用具をどうするか、量の問題、種類の問題、そういうものにつきましても従来政令で決めた例がございまして、その都度各党の理事様方に集まつていただきまして、委員長が中心となつて御相談の結果政令の内容を決めてまいつておるものが、今日までの状況でございます。

○中井委員 あと具体的にお聞きをしたいわけでありまふけれども、きょうは六時半までに終わらうということでございます。私も半までに終わる予定でございます。その他の細かい点の詰めにつきましては、民社党としては一時間以上審議時間が残つておりますので、次の機会に岡田議員の方からお尋ねをしたいと考えております。

私は残された時間の範囲でいゆる選挙運動の問題について、過般岡田議員と私もやりましたけれども、もう少し確認なりお考えをお尋ねしたい、このように思ひます。

まず最初に、初めの方の委員会であつたと思うのでありますが、松浦議員の方から、詳しく、たとえば時期を明確に言わずに、政党名、こういうことになりましたからよろしくというやうな説明はいいんだというやうなお話が、ちょっと私も聞

いておつたのですがわからない点がございまして。といいますのは、私どもは、後援会の会合であるとか労働組合の会合、そういうところへもたびたびお互い出るわけでございまして、私は三重県の民社党の委員長も実はしております、労働組合の大会へ行きますと、時期を問わず、各種の選挙を含めて、民社党へとかく票を入れてください、民社党を大きくしてくださいとお願ひをしておるわけでございます。ところが、この法案がもし通つたとして、来年選挙があります。その直前も労働組合の大会というのが真つ盛りなわけでありまふ。そこへ出ていって、私は当然いまでも同じく、民社党へ入れてください、こう言うわけでございまして。これはもう言わざるを得ないわけでありまふ。ところが、これは逆に考えれば、選挙の候補者の一つの名前を直接言うて頼むということにならうか、私どもはそういうところまで実は氣を使つて心配をしていくわけでありまふ。そういったことは発議者のお考えとして別に何ら差し支えないとお考えですか。どうでしょう。

○松浦参議院議員 いまおつしやられたのは、一般の政治活動であらうと私は判断をいたします。

ただ、申しわけございません、言いわけをするようではなはだ失礼だと思ひますが、私は取り締まり当局ではございませぬものですが、周囲の状況のいかんによつて判断をするというのが警察庁からの常の答弁でございます。そういう条件がコンクリートになつておらない状況でこれは違反だとか違反でないとか申し上げることは、これは何か御迷惑をかけてはいけないと思ひますので、遠慮させていただきますと思ひますが、いまのやうな行動は、一般に中井個人の政治活動あるいは民社党の政治活動というふうにお考えをいただいているのではなからうか。ただ、あくまで注意を申し上げておきますと、選挙を特定をして、そうして投票依頼にわたる行為で、なおかつ客観的にその意思が明確になるというやうな形になりますと、これは非常に問題が起り得るということだ、これは逃げ道のようになりますけれども、私

の立場としては申し上げることをお許しをいただきたいと思っております。(「大丈夫だよ」と呼ぶ者あり)

○中井委員 後ろで大丈夫だよと、こう言うていらっしゃるけれども、この人ら余り自分で選挙をやらないで、悠々と人にやらすからのんきなことを言うていらっしゃるのではありません。私は、変な話ですが、四つときから父親の選挙事務所へ行って、選挙事務所であつたことを細かくしながら選挙運動をやってくるわけでありました。したがって、現場で選挙運動を御担当になる人は本当に神経細かく、選挙違反を出すというのは本当に残念なことですし、せつかく候補者がいい人でも選挙違反を出したということが新聞に一行載るだけでも大変なイメージダウンになるといふことで、ずいぶん気を使つてやられているわけです。今度はそろつと変わるわけでありまして、全く私どもが説明をしなければならぬ。私どもが説明できないことでは何ともならないわけでありまして、ひととお答えを、できる限りでいたしたいと思います。

同じことをもう一つ。この間もお尋ねをしたわけですが、ステッカーというのがあります。これは去年の改正で、候補者の名前あるいは候補者の名前と類似するようなステッカーはだめだ、こういうことになりました。私どもはいままで、中井治後援会と張つてあつたのを外してくれと頼んでいるわけでありまして、何ならいいんだというので、減税を要求する民社党とか、そういう形の、そういう党名ならいいんだと、こういう形で実はいま張りつつあるわけでございます。中には、党名やつたらかなわぬ、中井の名前だったらいけないけれども党名はかなわぬという人もおる。これはお互いであらうかと思ひます。ところが、今度は先ほどと一緒であります。このステッカーが候補者名になる。民社党というのは候補者名になるわけでありまして、選挙期間中にこのステッカーがはがされるといふことがないのかどうか。この間自治省にお尋ねをしたら、いろいろと

御説明いたされて、それははがす命令を出すことがあるというふうなお話もございましたけれども、政党が日常活動としてやっておることをこの選挙の期間中外せというふうなことでは大変なことになる。私は、このところの御見解をもう一度きかつと参議者と、それから選挙を御担当の自治省からもお尋ねをしたい、このように思ひます。

○大林政府委員 ステッカーというのは、要するにポスターの一種でございます。そのステッカーも、公職選挙法ではポスターという表現で押さえておるわけでありまして、昨年の改正は、いわゆる後援会を書いたステッカーが特に問題になりました。したがってそれを規制したということになります。あくまでそれは後援会を書いたステッカーが規制されるのであつて、結局政党というものは後援会とは全く違ひますから、したがって、政党の名前を書いたステッカーというのは全然規制の対象外であると、今日までそう言つております。今回の改正が行われましても、要するにそれは政党名を書いたポスターの一種でありまして、現行法の取り扱いと全く変わりません。政党名イコール候補者名ではございません。たまたま投票する際に政党名を書くという便法を使つておるだけでありまして、結局、そういうポスターの面では政党名イコール候補者名とは法律上考えられませんが、したがって、従来と同様でございます。それから、先ほどの、いわゆる団体の内部でいろいろ演説をされる場合にそれが選挙運動になるかどうかという問題が常に微妙な問題として、従来からいろいろケースが見受けられます。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕
理屈の上では、選挙運動というのは第三者に働きかけるという行為がなければ選挙運動でないんだから、要するに内部的な行為というのは選挙運動ではない、こういうことが言えるわけでありまして、要するに内部的というグループの範囲は一体限界はどこまでかという話になりますと、これは非常に微妙な問題になるわけでありまして、卑近な

例が、よく励ます会とか、いろいろお集りがございまして。そのお集りの中では、選挙が近くなりますと、必ずやはり何かおっしゃいます。そうすると結局それが全部選挙運動かという話になってまいるわけでありまして、そういうものは従来は内部的なグループの中の行動であるからということでおるわけではございません。ただ、従来そういうグループの中で選挙運動として事件になり、裁判例になつたものも間々ございます。そういう場合を見ても、やはりそのグループの中には、結局役員であるとかあるいは身近な人であるとかいういわゆるグループではなくて、必ず別の第三者がある程度の数入つておる、こういうケースが罪に問われておる状況でございます。

○松浦参議院議員 ただいま大林選挙部長からお話ございましたように、今回の改正によつて個人の政治活動あるいは団体の政治活動が制限になるというところは、私どもは一切考へておりません。むしろ個人本位の選挙と政党本位の選挙が重なりますために、選挙運動の限界がやや狭まつてくるのではないかと感じます。持つておるということだけを申し上げて、ほかに申し上げたいこともございまして、公の場で言えない問題でございます。

○中井委員 それでは、余りこれはやりませんが、もう一点だけ御確認をいたしたいと思います。先ほど自治省の方から、政党名はいまの公職選挙法に当てはまる候補者名じゃないんだ、こういう法解釈でいいんだと、こういうお言葉がございました。私は、総理大臣のときにも申し上げたわけですが、本来、こういう法案をつくる限り、政党法をつくり、そして政党の選挙運動とはどういうものかという形がきちつとした、個人規制を對象とした公職選挙法を当てはめるんじゃない、また別のつくればいいと思うのであります。当てはめるということでありまして、理想とか理念とかいろいろなことは別であります。根本的に、今度の選挙で、政党の名前というのは、いわ

ゆる選挙法に言うところの候補者名じゃないと、こういうふうにはつきりと確認をさしていただいてよろしゅうございますか。

○松浦参議院議員 政党本位の選挙で政党名を書くという形での投票をお願いすることにはなりませんけれども、政党が候補者であるとは考へておりません。(中井委員「候補者名」と呼ぶ)ありません。政党が候補者であるとは考へておりません。候補者というのは、法律上も名簿に記載された個人が候補者という立場になると思ひます。

○中井委員 わかりました。これらの点について、また各党間のいろいろな話し合いが行われるときに、私どもももう少し整理をして問題点等をまた話し合いたい、こんなふうに考へております。

もう一つ二つ確認をさしていただきたいわけですが、この間の委員会でも、政党の選挙期間中にいろいろな形で活動するお金について、これはもう政党の活動費であるから、年に一遍収支報告を出されればそれでいいことである、こういうお話がございました。私どもは、それでは少し野方図な形になるんじゃないか、そういう心配を御提議申し上げたわけでございます。この法案の中で、ずつと見てまいりますと、名簿登載者の方々は、自分の選挙運動というのは、これはもうそれとおりできない、これはそういうことであらうと思ひますが、地方区の応援はできる。逆に、地方区の選挙というものは、全国区の応援というものを、自民党に入ってくれ、民社党に入ってくれ、幾らでもできるんだ、こういうことであります。そういういたしますと、地方区の事務所においてもそういう形で全国区へのいろいろな運動をなされると思うのであります。運動であらうかと思う。そのときの費用というものはどういう形になるのか。たとえば外せるのか。地方区の候補者がお金を使う、その中で使つたけれども、これはまあ全国区に使つた分だから選挙へは出さなくていいんだとか、そういうふうになるのか。地方区で使つたのは、全国区の応援に使おうと、全国区の

11.11

体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに名簿登載者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに政令で定める事項を記載し、当該政党その他の政治団体の代表者が署名し、印を押さなければならぬ。

4 第一項の文書には、次に掲げる文書を添えなければならぬ。

一 当該政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書

二 名簿登載者の公職の候補者となることについての同意書並びに第八十六条の四（被選挙権のない者の立候補の禁止）、第八十七条（重複立候補の禁止）及び第八十八条の二（参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止）の規定により公職の候補者となることができない者でないことを当該名簿登載者が誓う旨の宣誓書

三 第一項の公職の候補者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定（以下単に「候補者の選定」という。）を当該政党その他の政治団体において行い機関の名称、その構成員の選出方法並びに候補者の選定の手続を記載した文書

四 その他政令で定める文書

5 第一項の規定により政党その他の政治団体がした届出が第八十七条の三（参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止）の規定に違反してされたものであることを知ったときは、選挙長は、その届出を却下しなければならぬ。

6 名簿登載者が、第八十六条の四、第八十七条又は第八十七条の二の規定により公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であることを知ったときは、選挙長は、同項の届出のうち当該公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者に係る部分の記載が効力を有しない旨を決定し、当該届出をした名簿届出政党等に、これを通知しな

ればならない。名簿登載者につき除名、離党その他の事由により当該名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出が当該選挙の期日の前日までに当該名簿届出政党等から文書でされたときも、また同様とする。

7 前項後段の文書には、当該届出に係る事由が、除名である場合にあつては当該除名の手続を記載した文書を、離党である場合にあつては当該名簿登載者が名簿届出政党等に提出した離党届の写しを、その他の事由である場合にあつては当該事由を証する文書を、それぞれ、添えなければならぬ。

8 名簿届出政党等は、当該選挙の期日前十日までの間に、郵便によることなく文書で選挙長に届け出ることにより、名簿を取り下げることができ、この場合においては、取下げの事由を証する文書を添えなければならぬ。

9 名簿登載者は、第一項の期間の末日までに選挙長に届出をしなければ、公職の候補者であることを辞することができない。

10 前項の届出があつたときは、選挙長は、当該名簿届出政党等にその旨を通知しなければならぬ。

11 第一項、第八項及び第九項の届出があつたとき、第五項の規定により届出を却下したとき、第六項の規定により決定し、通知したとき又は名簿登載者が死亡し、若しくは第九十一条（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）若しくは第九十二条（当選人が兼職禁止の職にある場合の特例）第四項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならぬ。

12 第一項の規定によるほか、参議院（全国選出）議員の選挙において公職の候補者となろうとする者は、前条第一項の期間内に、郵便によることなく、文書でその旨を選挙長に届け出なければならぬ。

13 第一項及び前項の規定によるほか、参議院

（全国選出）議員の選挙においては、選挙人名簿に登録された者が他人を公職の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前条第一項の期間内に、郵便によることなく、文書でその推薦の届出をすることができ、

14 前条第三項から第五項まで及び第九項から第十一項までの規定は、前二項の場合に準用する。この場合においては前条第五項中「参議院地方選出議員」とあるのは「参議院（全国選出議員）」と、「前三日」とあるのは「前十日」と読み替へるものとする。

（名簿登載者の順位の繰上げ）
第八十六条の三 名簿登載者が名簿登載者でなくなつた場合においては、その者の下位の順位を付された名簿登載者の順位は、順次、繰り上がるものとする。

第八十七条の次に次の二条を加える。
（参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止）

第八十七条の二 参議院（全国選出）議員の選挙において公職の候補者となつた者は、重ねて、その選挙において公職の候補者となることができない。

（参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止）
第八十七条の三 参議院（全国選出）議員の選挙において、名簿届出政党等は、重ねて、第八十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出等）第一項の届出をすることができない。

第九十条中「又は推薦届出を」と、若しくは推薦届出をされ、又は第八十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出等）第一項の規定により公職の候補者として届出に改める。

第九十一条中「第八項の下に、並びに第八十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出等）第一項を加える。

第九十二条中「公職の候補者の届出を」と、第八十六条（参議院全国選出議員の選挙以外の選挙にお

ける立候補の届出等）第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項並びに第八十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出等）第十二項及び第十三項の規定により公職の候補者の届出に改め、同条の次に次の一条を加える。
（政党その他の政治団体の供託）

第九十二条の二 第八十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出等）第一項の規定により公職の候補者の届出をしようとする政党その他の政治団体が、二百万円に当該政党その他の政治団体が届出をしようとする名簿登載者の数を乗じて得た金額又はこれに相当する額の国債証券を供託しなければならぬ。

第九十三条第一項中「公職の候補者」を「第八十六条（参議院全国選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出等）第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項並びに第八十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出等）第十二項及び第十三項の規定により届出のあつた公職の候補者」に、「左の」を「次の」に、「前条」を「第九十二条（供託）」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「公職の候補者が」と、同項の公職の候補者が「及び」を「及び同項の」に改め、「公職の候補者の立候補の届出等」を削る。

第九十四条を次のように改める。
（名簿届出政党等に係る供託物の没収）

第九十四条 参議院（全国選出）議員の選挙において、名簿届出政党等の得票数が、第九十五条の二（参議院全国選出議員の選挙における当選人）第五項に定める当選基数に当該名簿届出政党等の名簿登載者数を乗じて得た数の十分の一に相当する数に達しないときは、第九十二条の二（政党その他の政治団体の供託）の供託物は、国庫に帰属する。

2 第八十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出等）第五項の規定により同条第一項の届出を却下され、又は同条第八項の規定により名簿を取り下げた政党その他の政治団体に係る第九十二条の二の供託物は、国庫

出議員の選挙における立候補の届出等) 第一項、第十二項及び第十三項を加える。

第百十條第一項中「及び第九十八條」を、「第九十七條の二(参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上補充)及び第九十八條に、「当選人の決定」を「当選人の決定等」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「第三項第二号」を「第四項第二号」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう)又は、「第二百四條(選挙の効力に關する訴訟)及び「(当選の効力に關する訴訟)における選挙の無効の決定、裁決、判決」を削り、「前項を「第一項」に改め、「(参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう)の選挙については、第二百四條(選挙の効力に關する訴訟)又は第二百九條(当選の効力に關する訴訟)における選挙の無効の決定、裁決又は判決の規定による訴訟の結果その全部又は一部が無効となつたときは、中央選挙管理会は、前条の例により、再選挙を行わなければならない。

第百二十二條第一項中「参議院議員」を「参議院(地方選出)議員に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に、「第九十五條第二項を「同条第二項に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「当選人の決定」を「当選人の決定等」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から、その名簿における当選人となるべき順位に従ひ、当選人を定めなければならない。

第百十三條第一項中「第三項及び第四項」を「第二項、第四項及び第五項」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「中央選挙管理会」を「中央選挙管理会」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第十四條の見出し中「申立」を「申立て」に改め、同条中「申立」を「申立て」に、「第二項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に、「除く外」を「除くほか」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百十五條第五項中「又は第百二十二條」を「若しくは第九十七條の二(参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上補充)又は第百二十二條」に、「その選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときは、その者の中から」を「全国選出議員の選挙にあつては当該議員又は当選人に係る名簿の登録者で在任期間の短い議員又はその当選人があるときはその者の中から」に改め、その名簿における当選人となるべき順位に従ひ、地方選出議員の選挙にあつてはその選挙において選挙された在任期間の短い議員又はその当選人があるときはその者の中から」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項の場合」を「第三項の場合における在任期間の長い議員の選挙の当選人の決定及び前項の場合」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「参議院議員」を「参議院(地方選出)議員」に改め、「(無投票当選)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項中「参議院議員」を「参議院(地方選出)議員」に、「第九十五條第一項但書」を「第九十五條第一項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 在任期間を異にする参議院(全国選出)議員について選挙を合併して行つた場合においては、当選人のうち、当該選挙において選挙すべき在任期間の長い議員の数を当該選挙において選挙すべき議員の数として第九十五條の二(参議院全国選出議員の選挙における当選人)の規定を適用した場合における当選人を、在任期間の長い議員の選挙の当選人とする。

3 在任期間を異にする参議院(全国選出)議員について選挙を合併して行つた場合において、第百條(無投票当選)第一項の規定の適用があるときは、名簿の順位により在任期間の長い議員の選挙の当選人になる地位に異動のおそれのある者又は公職の候補者(名簿登録者を除く)の間において、くじにより、在任期間の長い議員の選挙の当選人を定める。

第百二十九條中「(公職の候補者の立候補の届出)を「(参議院全国選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出等)」に、「又は第八項」を「若しくは第八項又は第八十六條の二(参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出等) 第一項、第十二項若しくは第十三項」に改める。

第百三十條第一項中「公職の候補者又は、公職の候補者(名簿登録者を除く)若しくは「その代表者」を「それらを代表する者」又は名簿届出政等」に改め、同条第二項中「前項の者」の下に「名簿届出政等を含む」を加える。

第百三十一條第二項中「その公職の候補者一人につき、」を「名簿届出政等にあつては一名簿届出政等につき十五に当該名簿登録者の数又は二十五の数のいずれか少ない数を乗じて得た数まで、公職の候補者(名簿登録者を除く)にあつては一人につき」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「設置者」の下に「(選挙事務所を設置する名簿届出政等を含む。以下次項において同じ)」を加える。

第百三十八條の三中「公職に就くべき者」の下に「(参議院全国選出議員の選挙にあつては、政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数を含む)」を加える。

6 参議院(全国選出)議員の選挙においては、名簿届出政等は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第二号の自動車無料で使用することができる。ただし、当該名簿届出政等に係る供託物が第九十四條(名簿届出政等に係る供託物の没収)の規定により国庫に帰属することとならない場合に限る。

第百四十一條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項本文」を「第一項本文及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「公職の候補者」の下に「(名簿登録者を除く)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 名簿届出政等は、前項第二号の自動車又は船舶及び拡声機の数に、当該名簿登録者の数又は二十五のいずれか少ない数を乗じて得た数の自動車又は船舶及び拡声機を当該名簿登録者の選挙運動のために使用することができる。

第百四十二條第一項第二号中「公職の候補者一人について、通常票書 十二万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 三十五万枚」を「公職の候補者(名簿登録者を除く)一人について、通常票書 十二万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類のビラ 三十五万枚、名簿届出政等一について、通常票書 十二万に当該名簿登録者の数又は二十五の数のいずれか少ない数を乗じて得た数の枚数、当該名簿登録者の数又は二十五の数のいずれか少ない数に二を乗じて得た数の種類のビラで中央選挙管理会に届け出たもの 三十五万に当該名簿登録者の数又は二十五の数のいずれか少ない数を乗じて得た数の枚数」に改め、同条第七項中「公職の候補者」の下に「(名簿登録者を除く)又は名簿届出政等」を加え、「第四項ただし書」を「第五項ただし書又は第六項ただし書」に改める。

第百四十三條第十四項中「公職の候補者」の下に「(名簿登録者を除く)又は名簿届出政等」を加え、「第四項ただし書」を「第五項ただし書又は第六

第百七十七條第一項中「通常葉書の交付を受けた者」を「通常葉書の交付を受け」に、「証紙の交付を受けた者又は」を「証紙の交付を受け、若しくは」に改め、「片道普通乗車券の交付を受けた者」の下に「又は名簿届出政党等」を加え、「の規定により届出を却下され、又は」を「(第八十六条の第二十四項(準用)において準用する場合を含む。)」の規定により届出を却下され、若しくは」に、「辞したときは」を「辞したとき、又は第八十六条の第二十五項(名簿の届出の却下)の規定により届出を却下され、若しくは同条第八項の規定により名簿を取り下げたときは」に改め、同条第二項中「通常葉書の交付を受けた者」を「通常葉書の交付を受け」に、「証紙の交付を受けた者又は」を「証紙の交付を受け、若しくは」に改め、「片道普通乗車券の交付を受けた者」の下に「又は名簿届出政党等」を加える。

第十三章中第百七十八條の二の次に次の一條を加える。

（參議院議員の選挙における選挙運動の態様）
 第一百七十八条の三 參議院議員の選挙においては、全国選出議員の選挙に係る選挙運動の制限に関するこの章の規定は、地方選出議員の選挙に係る選挙運動が、この法律において許される態様において全国選出議員の選挙に係る選挙運動にわたることを妨げるものではない。
 第一百七十九条の次に次の一条を加える。

(適用除外)
第百七十九条の二 次条から第百九十七条の二までの規定は、参議院(全国選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

第百八十条第一項中「但し」を「ただし」に、「その代表者」を「それらを代表する者」に改め、同条第三項中「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削る。

第百八十九条第一項中「添附して、左の」を添付して、次の「（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）」を削る。

第百九十二条第一項中「参議院全國選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削り、同条第二項中、中央選挙管理会にあつては官報により「予め」を「あらかじめ」に、「周知させ易

い」を「周知させやすい」に改め、同条第三項中「又は中央選挙管理会」を削り、同条第四項中「（参議員全国選出議員については自治省令）」を削る。

第百九十三条中「中央選挙管理会、」を削る。
第百九十四条第一項中「公職の候補者一人につ
き、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては政令

で定める額を、その他の選挙にあつては「を」参議院（全国選出）議員の選挙以外の選挙においては、公職の候補者一人につき、「に」、「こえる」を「超え

第百九十五条中「第四十六条の二」を「第四十六条の三」に、「こえる」を「超える」に改める。

第百九十六条中「参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会」を削る。

立候補の届出」を（参議院全国選出議員の選挙に
外の選挙における立候補の届出等）に改める。
第百九十七条の二中（参議院全国選出議員の選

挙については中央選挙管理会」を削り、同条第二項中「（公職の候補者の立候補の届出）」を「（参議院全国選出議員の選挙以外の選挙における立候補の

第二百一条の六第一項ただし書中「当該選挙において」を「名簿届出政党等であり又は当該選挙に

において改め、同項第三号中「所屬候補者」の下に「(名簿登載者を含む。第四号において同じ。)」を加え、同項第四号中「こえる」を「超える」に改

め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「所属候補者」とあるのは、「当該名簿届出政党等又は所属

候補者」と読み替えるものとする。

第二百一条の七第二項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、「自動車の台数は、所屬候補者

の下に「又は名簿登載者」を加え、「行なう」を「行
う」に改める。

第二百一条の十一第一項中「本章」を「この章」

に、「普及宣伝の外」を「普及宣伝のほか」に改め、「選挙運動」の下に「又は名簿届出政党等の選挙運動」を加え、同条第七項中「本章」を「この章」に改

め、「所屬候補者」の下に「又は名簿届出政党等」を加える。

第二百四条中「公職の候補者」の下に（参議院全

国選出議員の選挙については、名簿届出政党等を含む。」を加える。

第二百五条に次の一項を加える。

5 参議院全国選出議員の選挙については、前三項の規定は適用せず、第一項の規定により選挙の一部を無効とする判決があつた場合において、

でも、名簿届出政党等に係る当選人の数の決定及び当選人の決定は、当該再選挙の結果に基づく新たな決定に係る告示がされるまでの間（第

三十四条(その他の選挙)第二項本文の規定により当該再選挙を行わないこととされる場合にある場合は、当該議員の任期満了の日までの間)は

なおその効力を有する。

第二百八条中「当選をしなかつた者」の下に「(参議院全国選出議員の選挙については、名簿届出政

あるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 参議院(全国選出)議員の当選の効力に關し訴

訟の提起があつた場合において、名簿届出政党等に係る当選人の数の決定に過誤があるときは、裁判所は、当該名簿届出政党等に係る当選

人の数の決定の無効を判決しなければなら
ない。この場合においては、当該名簿届出政
党等につき失われることのない当選人の
数を併せて

判決するものとする。
第二百九条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百九条の二中「且つ」を「かつ」に改め、第九十五条(当選人)を「第九十五条(参議院全国選出議員の選挙以外の選挙における当選人)又は第

九十五條の二（参議院全國選出議員の選舉における当選人）に改め、「各候補者」の下に「又は各名

簿届出政党等」を加え、「按分」を「あん分」に改め

第二百十一条第二項中「第二百五十一条の三（公務員等の選挙犯罪による当選無効）各号」を「第二

百五十一条の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号」に、「第二百三十九条(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第一号」を「第二百三十九条事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反」第一項第一号に、「第二百五十一条の三の規定」を「第二百五十

「条の第三項の規定」に改める。
第二百七十七条中「第二百八条」を「第二百八条第一項」に改める。

第二百二十一条第三項第三号中「含む」の下に「又は名簿届出政党等の代表者」を加え、同項第四号中「又は第二号に掲げる者」を「若しくは第二号

に掲げる者又は名簿届出政党等に改める。

第二百二十六条第二項及び第二百二十七条中「氏名」の下に「又は政党その他の政治団体の名称」

第二百二十八条の見出しを「投票干渉罪」に改め、同条第一項中「関渉し」を「干渉し」に改め、

「氏名」の下に「若しくは政党その他の政治団体の名称」を加える。

動罪」に改め、同条中「投票開涉罪」を「投票干渉罪」に、「せん動」を「せん動」に改める。

第二百三十七条の二中、第四十六条の二の下に

「参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函」第二項及び第四十六条の三」を加え、「候補者に対して」を「名簿届出政党等若しくは」

第二百三十八條の二第一項中「第八十六條第四項（立候補の届出書の添附書類）」を「第八十六條第

四項（立候補の届出書の添付書類）（第八十六条の二第十四項（準用）において準用する場合を含む。）、
又は第八十六条の二第四項（参議院全国選出議員

の選挙における立候補の届出書の添付書類」に「添附された」を「添付された」に改める。

第二百三十九条第二号中「規定による命令」の下に「(名簿届出政党等が設置した選挙事務所以外の選挙事務所についてのものに限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第二百三十四条の規定による命令に違反して選挙事務所を閉鎖しなかつたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第二百四十条第一号中「設置」の下に「(名簿届出政党等が設置した場合の当該設置を除く。以下第二号において同じ。)」を加え、同条第一号の二中「選挙事務所」の下に「(名簿届出政党等の設置に係るものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第二百三十一條第二項(選挙事務所の数)の規定による定数を超え、若しくは第二百三十二條の規定に違反して選挙事務所を設置したときは、第二百三十一條第四項の規定に違反して選挙事務所を移動(廃止に伴う設置を含む。したときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百四十二條中「第二百三十一條第二項」を、第二百三十一條第一項(選挙事務所の設置者)の選挙事務所(名簿届出政党等の設置に係るものを除く。)について、同条第二項に改め、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第二百三十一條第二項の規定に違反し、又は第二百三十一條第五項の規定に違反して標札を掲示しなかつたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百四十三條第六号中「第二百三十九條第二項」を「第二百三十九條第三項」に改め、同条第八号の四中「又は第二百三十九條の七(参議院全国選出議員の選挙における街頭演説の特例)」を削り、同条第八号の六中「第二百三十九條の八」を「第二百三十九條の七」に改め、同条に次の一項を加える。

2 名簿届出政党等が第二百三十一條第二項(自動車、拡声機及び船舶の使用)又は第二百三十九條第二項(新聞広告)の規定に違反して選挙運動をしたときは、その名簿届出政党等の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第二百四十四條第二号中「第二項」を「第三項」に改める。

2 前項の規定は、参議院(全国選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

2 前項の規定は、参議院(全国選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

2 前項の規定は、参議院(全国選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

2 前項の規定は、参議院(全国選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

2 前項の規定は、参議院(全国選出)議員の選挙については、適用がないものとする。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案(小杉隆君提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

の
三 第八十六条の二第二項の名簿登載者の全員が同条第五項前段に規定する事由に該当しており又は同項後段の届出がされている場合の当該名簿に係る政党その他の政治団体に対して〇の記号を記載したもの

四 一投票中に二以上の名簿届出政党等に対して〇の記号を記載したもの

五 名簿届出政党等に対する〇の記号以外の事項を記載したもの

六 所定の〇の記号の記載方法によらないもの

七 〇の記号を自ら記載しないもの

八 いずれの名簿届出政党等に対して〇の記号を記載したかを確認し難いもの

第六十八条の二の改正規定を次のように改める。

第六十八条の二第一項中「同一の氏名」を「参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙については、同一の氏名に、「前条第七号」を「前条第一項第七号」に改める。

第七十九條第一項の改正規定中、「第六十八条の二」を「第六十八条の二第一項及び第三項」に改める。

第八十六條の二第一項第一号の改正規定中「五人」を「二人」に改め、同項第二号の改正規定中「百分の四」を「百分の一」に改め、同項第三号の改正規定中「十人」を「三人」に改める。

第九十五條の二第二項の改正規定中「数に相当する数までの各整数」を「数の二倍に相当する数から一を減じて得た数までの各奇数」に改める。

第九十七條の二の改正規定中、「第九十九條」を「又は第九十九條」に改め、「又は第二百五十一條（当選人の選挙犯罪による当選無効）の規定により当選が無効となつた場合」を削り、同条に次の一項を加える。

2 参議院（比例代表選出）議員の選挙について、その選挙の期日から三箇年以内に第二百五十一條（当選人の選挙犯罪による当選無効）の規定により当選が無効となつた場合において、当該当

選人に係る名簿の名簿登載者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から、その名簿における当選人となるべき順位に従い、当選人を定めなければならない。

第百二十二條第一項の次に一項を加える改正規定中「欠員が」の下に、「当該議員の選挙の期日から三箇年以内に」を加える。

第百四十九條第一項の次に一項を加える改正規定中「命令で定める回数」を「十二回」に改める。

第百五十條第三項の改正規定中「名簿届出政党等」に改めるを「名簿届出政党等」に改め、「提供について」の下に「その放送の時間数及び回数を十分に確保する等」を加えるに改める。

第百六十七條第一項の次に一項を加える改正規定中「一回」を「二回」に改める。

第百六十八條第一項の次に一項を加える改正規定中「掲載文を具し」の下に「一回目に発行される選挙公報に係るものにあつては」、「四回間に」の下に「二回目に発行される選挙公報に係るものにあつては当該選挙の期日の公示又は告示のあつた日から十四日間」を加える。

第百六十九條第一項の改正規定中、「写」を「写し」の下に「その選挙の期日前十二日まで」に「一回目に発行される選挙公報に係るものにあつては」を「一回目に発行される選挙の期日前十七日まで」に「二回目に発行される選挙公報に係るものにあつては」を「その選挙の期日前八日まで」に「三」を加える。

第百六十九條第三項から第五項までの改正規定の次に次のように加える。

第百七十條第一項中「期日前二日」の下に「（参議院比例代表選出議員の選挙における一回目の選挙公報については、選挙の期日前十日）を加える。

第百七十五條の二第二項の改正規定中「投票の記載をする場所に名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の」を削る。

第百三十七條の二の改正規定を次のように改める。

第百三十七條の二中「候補者に対して」を「名簿届出政党等若しくは候補者に対して」に改める。

第百五十五條第一項の改正規定中「の名称若しくは略称」を「〇の記号」に改める。

本則中第百七十一條の三の改正規定の次に次のように加える。

別表第二中「北海道 八人」を「北海道 六人」に、「福島県 四人」を「福島県 二人」に、「群馬県 四人」を「群馬県 二人」に、「埼玉県 四人」を「埼玉県 二人」に、「千葉県 六人」を「千葉県 四人」に、「東京都 八人」を「東京都 六人」に、「神奈川県 八人」を「神奈川県 四人」に、「長野県 八人」を「長野県 四人」に、「大阪府 十人」を「大阪府 六人」に、「岡山県 二人」を「岡山県 一人」に、「熊本市 二人」を「熊本市 一人」に、「鹿児島県 二人」を「鹿児島県 一人」に改める。

附則第二條を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

この法律の施行前直近に行われた参議院議員の通常選挙による参議院議員の任期満了の日までの間は、この法律による改正後の公職選挙法第四條第二項の規定の適用については、同項中「二百三十二人」とあるのは、「二百四十二人」と、「八十人」とあるのは、「九十人」とし、この法律による改正後の別表第二の規定の適用については

は、「北海道 六人」とあるのは「北海道 七人」と、「福島県 二人」とあるのは「福島県 三人」と、「栃木県 二人」とあるのは「栃木県 三人」と、「群馬県 二人」とあるのは「群馬県 三人」と、「埼玉県 二人」とあるのは「埼玉県 三人」と、「千葉県 六人」とあるのは「千葉県 五人」と、「東京都 十二人」とあるのは「東京都 十人」と、「神奈川県 八人」とあるのは「神奈川県 六人」と、「長野県 八人」とあるのは「長野県 六人」と、「大阪府 十人」とあるのは「大阪府 八人」と改める。

附則第三條中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第四條中「候補者の氏名若しくは名簿届出政党等の名称若しくは略称又は候補者」を「候補者の氏名又は名簿届出政党等若しくは候補者」に改める。

附則第六條中「第九項但書及び第六十八條を「第八條ただし書、第六十八條及び第六十八條の二第二項」を「第九項但書」を「第八項ただし書」に改める。

附則第七條中第七條第一項の表及び第八條の表の改正規定を次のように改める。

附則第七條中第七條第一項の表及び第八條の表

の改正規定を次のように改める。

の改正規定を次のように改める。

「大阪府 八人」と、「岡山県 二人」とあるのは「岡山県 三人」と、「熊本県 二人」とあるのは「熊本県 三人」と、「鹿児島県 二人」とあるのは「鹿児島県 三人」とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（比例代表選出）議員の選挙における議員の定数は、四十人とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

3 この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙においては、参議院（選挙区選出）議員の選挙における次の表の上欄に掲げる選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

北海道	三人
福島県	一人
栃木県	一人
群馬県	一人
埼玉県	一人
千葉県	三人
東京都	六人
神奈川県	四人
長野県	一人
大阪府	五人
岡山県	一人
熊本県	一人
鹿児島県	一人

附則第三條中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第四條中「候補者の氏名若しくは名簿届出政党等の名称若しくは略称又は候補者」を「候補者の氏名又は名簿届出政党等若しくは候補者」に改める。

附則第六條中「第九項但書及び第六十八條を「第八條ただし書、第六十八條及び第六十八條の二第二項」を「第九項但書」を「第八項ただし書」に改める。

附則第七條中第七條第一項の表及び第八條の表の改正規定を次のように改める。

附則第七條中第七條第一項の表及び第八條の表

の改正規定を次のように改める。

第七条第一項の表中「参議院地方選出議員選挙」を「参議院選挙区選出議員選挙」に、

「参議院全国選出議員選挙」

「参議院比例代表選出議員選挙」

円 四
五〇 銭

円 四
〇〇 銭

円 三
八三 銭

円 三
三四 銭

円 一
三〇 銭

円 一
二七 銭

円 一
二六 銭

を
に改める。

円 二
九〇 銭

円 二
八〇 銭

円 二
七六 銭

円 二
六六 銭

円 二
六〇 銭

円 二
五四 銭

円 二
五三 銭

第八条の表中「参議院地方選出議員選挙」を「参議院選挙区選出議員選挙」に、「参議院全国選出議員選挙」を「参議院比例代表選出議員選挙」に改める。
附則第八条中「及び第六十八条の二第二項」を削る。